

2012年1月

『ファイブ ストーリーズ プラス』
無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
(旧エイアイジー・スター生命保険株式会社)

本資料をご覧いただく際の留意事項

旧エイアイジー・スター生命保険株式会社（以下、旧スター生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧AIGエジソン生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧スター生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧スター生命専用ダイヤル)  0120-614-514

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)
携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ご契約の際には「特に重要な事項のお知らせ」「個人情報に関する重要事項」
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「特に重要な事項のお知らせ」「個人情報に関する重要事項」
「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

「特に重要な事項のお知らせ」記載事項例

- ご契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について
- 職業などの告知義務について
- 死亡給付金をお支払いできない場合
- 解約と解約返戻金について

生命保険募集人について

株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとAIGスター生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して、AIGスター生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者（生命保険募集人）の権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】AIGスター生命 ファイナンシャルサービスセンター 0120-614-514
【お問い合わせ時間】月曜日～金曜日 9時～18時（祝日および12月31日～1月3日を除きます。）

生命保険契約者保護機構について

AIGスター生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

募集代理店（三菱東京UFJ銀行）からのご説明事項

- ◎無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）「ファイブストーリーズ プラス」にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ◎無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）「ファイブストーリーズ プラス」はAIGスター生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、預金としての元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。また、この商品のうち、外貨建をお選びいただいた場合、円貨に換算した年金等の額が一時払保険料円換算額を下回る場合があります。

ご契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について

無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）「ファイブストーリーズ プラス」は、ご契約お申込の撤回等（クーリング・オフ）をすることはできません。ただし、ご契約日から起算して10日以内に保険契約を解約した場合（ご契約日から起算して10日以内に、解約する旨の書面を発信した場合を含みます。）には、ご契約いただいた通貨で一時払保険料相当額をお支払いします（例えば米ドル建の保険契約の場合は、米ドルでお支払いします）。なお、この場合には、「ファイブストーリーズ プラス」を含む無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）に解約日から1カ月間ご加入することはできません。

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず、無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

ご契約いただいた個人年金保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となります。ぜひ最後までご継続ください。

（お問い合わせ、ご照会先）

■募集代理店

MUFJ 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター

個人年金保険

0120-860-777

平日 9:00～18:00、土・日・祝日 9:00～17:00（1/1～1/3、5/3～5/5を除く）

<http://www.bk.mufg.jp>

平成18年3月1日現在（No.05129）

（ご契約後のご照会先）

■引受保険会社

AIG AIGスター生命
エイアイジー・スター生命保険株式会社

A Member of American International Group, Inc.
<http://www.aigstar-life.co.jp>

ファイナンシャルサービスセンター ☎ 0120-614-514

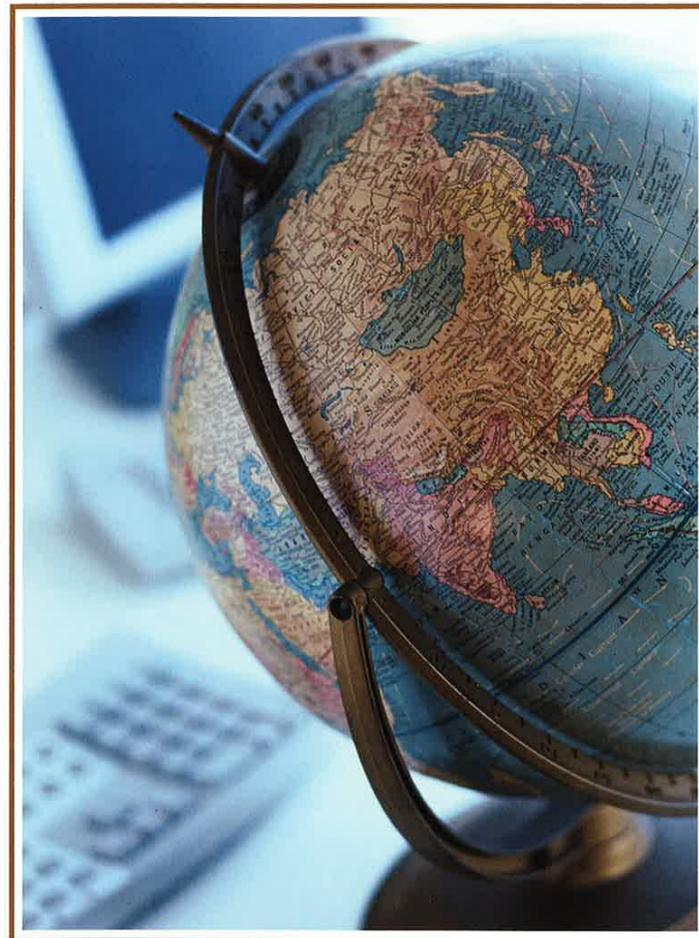
- オペレーター受付時間：月曜日～金曜日 9時～18時（祝日および12月31日～1月3日を除きます。）
- 自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間365日

登録番号（AIGスター-A 06 433 2006-1）PE EG10161

AIGスター生命の定額個人年金保険

Five Stories Plus

ファイブ ストーリーズ プラス



無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）

募集代理店

MUFJ 三菱東京UFJ銀行

引受保険会社

AIG AIGスター生命

この保険の引受保険会社はAIGスター生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行はAIGスター生命保険株式会社の募集代理店です。

作成 2006年3月 ⑤

夢の入口に立つということ

豊かな生活を思い描いたときに必要とされること
それは具体的な準備の一步を踏み出すことです。
そこから、物語の扉が開きます。



C o n t e n t s

AIGスター生命の「ファイブストーリーズプラス」…	1
商品概要Ⅰ	3
商品概要Ⅱ	5
自在性	7
年金受取	9
保障機能	10
円貨でのお受け取り	11
諸費用・解約	12
税務のお取り扱い	13
各種お取り扱い	14
ご確認いただきたい事項	16

AIGスター生命がおくる
「ファイブストーリーズプラス」
あなただけの夢を描くために、
多彩な物語をご用意いたしました。

外貨建定額個人年金保険として

(例)



ライフプランを彩るさまざまな夢。その実現への
ポジティブなアプローチの手法として、外貨建の
運用プランをご用意しました。

円建定額個人年金保険 + 外貨建定額個人年金保険として

(例)

円建定額個人年金保険として



ライフプランの礎となる年金資産への着実な
アプローチの手法として、円建での運用プランを
ご用意しました。



ライフプランを大きな視点でとらえたときに、必然
化する総合的な資産形成。豊かな未来を簡潔かつ
ポジティブに築くための手法として、円貨と外貨
を組み合わせた運用プランをご用意しました。
通貨は米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円を
ご用意しました。

世界の5通貨(米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円)
定額個人年金保険(固定利率)による安定運用

この2つの特長を生かして
あなたの夢の実現に向けて自由自在に設計できます。

商品概要 I

5つの通貨で運用できる定額個人年金保険です。

(米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円)

AIGスター生命の定額個人年金保険

Five Stories Plus

ファイブ ストーリーズ プラス

【仕組圖】(米ドル建および円建で運用した場合の例示です)

〈ご契約例〉

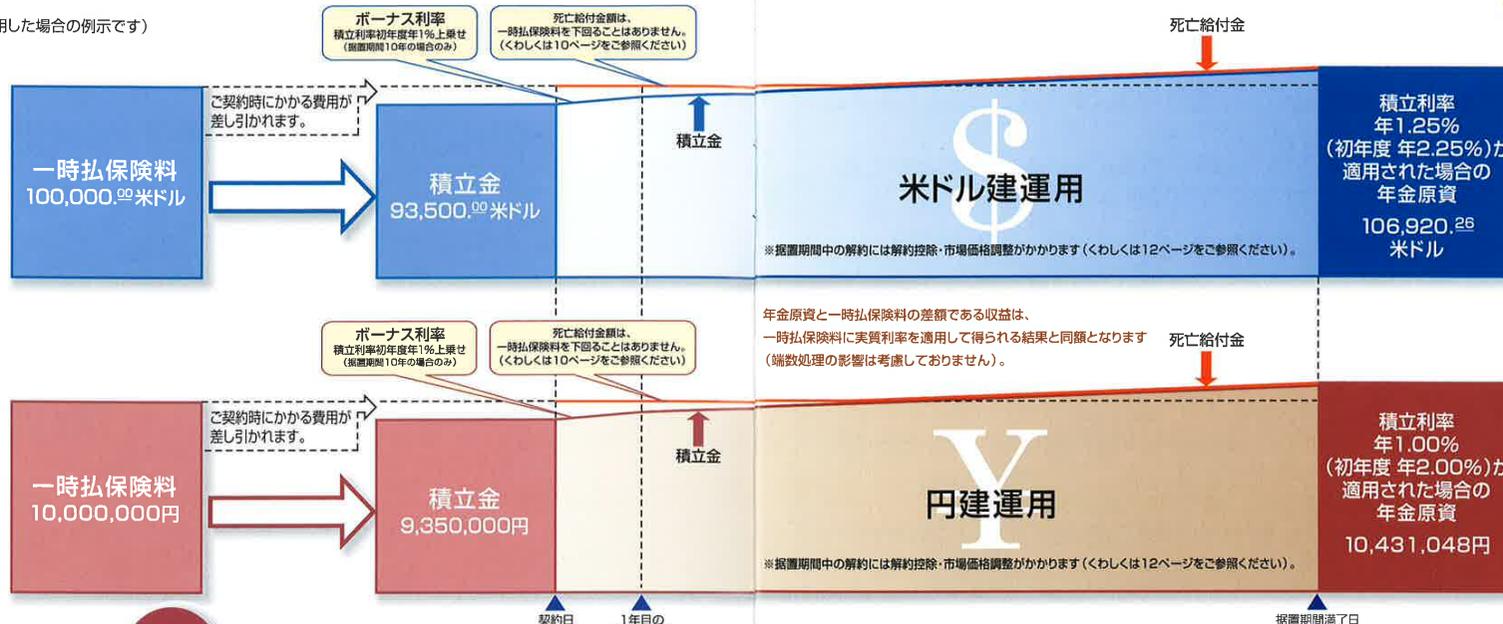
- 〈米ドル建〉
- 被保険者(契約者)/50歳男性
 - 据置期間 /10年
 - 積立利率保証期間 /10年
 - 一時払保険料 /100,000米ドル
 - 積立利率*1 /年1.25%(初年度年2.25%)
 - 実質利率 /年0.67%*2
 - 年金受取方法 /保証金額付終身年金

- 〈円建〉
- 被保険者(契約者)/50歳男性
 - 据置期間 /10年
 - 積立利率保証期間 /10年
 - 一時払保険料 /1,000万円
 - 積立利率*1 /年1.00%(初年度年2.00%)
 - 実質利率 /年0.42%*2
 - 年金受取方法 /保証金額付終身年金

*1 実際には市場環境を考慮した積立利率となります。
*2 小数点第3位以下を切り捨てています。

実際に運用される積立利率・実質利率は通貨・据置期間・積立利率保証期間の組み合わせによりそれぞれ異なります。

※一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けるため、お受取額を一時払保険料をお支払いいただいた際の通貨で換算した場合、その金額は、お支払いいただいた一時払保険料を下回る場合があります。



保険料の払込み

米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円の5通貨のうちからお選びいただけます。

世界の通貨をラインアップ

「ファイブ ストーリーズ プラス」でご用意した通貨は米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円の5つのラインアップ。ひとつの通貨をお選びいただくことも複数の通貨を組み合わせることも可能です。(くわしくは5ページをご参照ください)

固定利率による安定運用

積立利率保証期間中、積立金(一時払保険料から所定の費用がされます。積立利率は月2回見直しされ(15日・末日)、ご契約時には適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は、十分日)は、AIGスター生命が保険料を受領した日もしくは告知日のい

保証金額付終身年金

「保証金額付終身年金」とは、一生にわたって年金をお受け取りいただけるうえ、年金原資と同額のお受け取りが保証されている年金種類のことです。年金受取総額が年金原資に満たないまま被保険者がお亡くなりになられた場合は、その差額を一括してお支払いします。(くわしくは9ページをご参照ください)

ご契約

- ご契約年齢
 - 契約年齢範囲(満年齢)は、ご契約時の据置期間により異なります。

据置期間	契約年齢範囲
3年	0~87歳
5年	0~85歳
7年	0~83歳
10年	0~80歳
 - 保険料の払込方法
 - 一時払のみ
 - 一時払保険料
 - 保険料の範囲は下記のとおりとなります。(100米ドル、100ユーロ、100英ポンド、100豪ドル、10,000円単位となります)

通貨	最低	最高
米ドル	10,000米ドル	
ユーロ	10,000ユーロ	
英ポンド	10,000英ポンド	5億円(相当額)
豪ドル	10,000豪ドル	
円	1,000,000円	
 - ご契約時の据置期間
 - 円建の場合: 10年
 - 外貨建の場合: 3年・5年・7年・10年
- ※最高保険料は、ご契約日が属する年度の所定の通算為替レートをを用いて円換算します。

積立利率

- 積立利率とは
 - 積立金(一時払保険料から所定の費用が控除されたもの)に付する利率をいい、積立利率保証期間中は一定です。積立利率は積立利率保証期間および通貨により異なります。なお、積立利率は一時払保険料に付する利率ではありませんのでご注意ください。
 - ※積立利率は、月2回、その時点での市場環境を考慮したうえで決定されますが、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルは年1.25%、円は年1.00%が最低保証されます。
 - 初年度のボーナス利率
 - 据置期間10年の場合、初年度の積立利率に%が上乘せされます。
 - ご契約時にかかる費用
 - 払保険料から保険契約の締結に必要な(下記の費用率で計算された金額)が引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%
 - 実質利率とは
 - 一時払保険料をもとに据置期間満了時の積立金から算出した年換算利率(年複利)をいいます。一時払保険料に対する実質の運用利回りを表しています。
- *一時払保険料に対する割合

年金受取

- 年金受取
 - 年金開始日の前日(据置期間満了日(年金開始日の繰延べが行われた場合は、繰延べ期間の最終日)。年金開始日の繰延べについて、くわしくは8ページをご参照ください)末の積立金額に基づいて年金額が決定されます。また、以下の種類からお好きな方法で年金がお受け取りいただけます。年金に代え一括でのお受け取りも可能です。
 - 年金受取方法 次の4種類からお選びいただけます。
 - 確定年金 ●保証金額付終身年金 ●保証期間付終身年金 ●保証期間付夫婦年金 (くわしくは9ページをご参照ください)
- ※年金開始後は、年金開始日に適用される予定利率にて運用されます。なお、予定利率は、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルは年1.00%、円は年0.75%が最低保証されます。
※AIGスター生命所定の条件に応じて、年金受取回数は年1回払以外に、年2回払、年4回払、年6回払を選択することも可能です。
※年金受取人のお亡くなりになられた場合、年金受取人の権利・義務を継承する方をご指定いただけます。(継続受取人制度)

お客様のニーズに合わせてさまざまなご契約パターンをお選びいただけます。

ユニットシステム

複数のご契約を1つにまとめ、一括してご加入いただけるシステムをユニットシステムといいます(1つ1つのご契約をユニットといいます)。
これにより、1枚の申込書で複数の通貨・期間・受取方法を組み合わせることができ、1枚の保険証券で複数のご契約を管理することができます。

※ユニット(ご契約)ごとの最低保険料は10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000英ポンド/10,000豪ドル/1,000,000円です。
※1回のお申込で最大10ユニットまで設定可能です。
※通貨・据置期間・積立利率保証期間および年金受取方法が全て同じユニットを複数申し込むことはできません。

ユニットシステムの魅力 ①

「通貨の分散」

ご契約時に、ユニットごとに米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円の5種類の通貨から、お好きな通貨をお選びいただけます。
これにより、それぞれの通貨の特長を活かした分散投資が可能となります。

利点その1 → 積立利率の異なる複数の通貨での運用を組み合わせることができます。
利点その2 → 外貨建運用により、円安による円資産の相対的な価値の下落に備えることができます。

ユニットシステムの魅力 ②

「期間の分散」

ご契約時に、ユニットごとに据置期間を3年・5年・7年・10年からそれぞれ選択して、年金等のお受取時期を分散できます。
これにより、ライフプランに合わせた設定が可能となります。

※円建の場合は、据置期間・積立利率保証期間は10年のみとなります。

利点その1 → 年金(原資)のお受取時期をライフプランのさまざまなイベントに合わせて設定できます。
利点その2 → 将来の金利上昇・下落リスクを分散させるため、複数の運用期間を設定できます。

ユニットシステムの魅力 ③

「受取方法の分散」

据置期間満了時のお受取方法を、ユニットごとに以下の方法からお選びいただけます。

受取方法				
確定年金	保証期間付終身年金	保証金額付終身年金	保証期間付夫婦年金	一括受取

※くわしくは9ページをご参照ください。

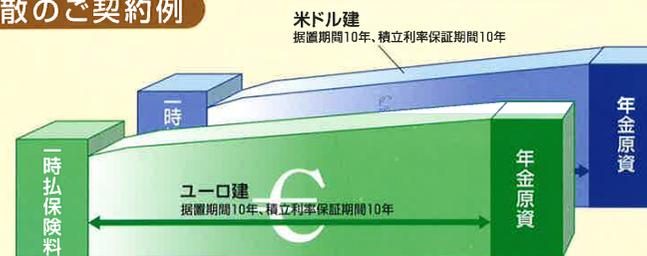
利点その1 → 公的年金の上乗せなど、ライフプランに合わせて年金種類を組み合わせることができます。
利点その2 → お受取方法を変えることにより、年金受取、一括受取および据置期間の延長を組み合わせることができます。

※一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けるため、お受取額を一時払保険料をお払い込みいただいた通貨で換算した場合、その金額は、お払い込みいただいた一時払保険料を下回る場合があります。

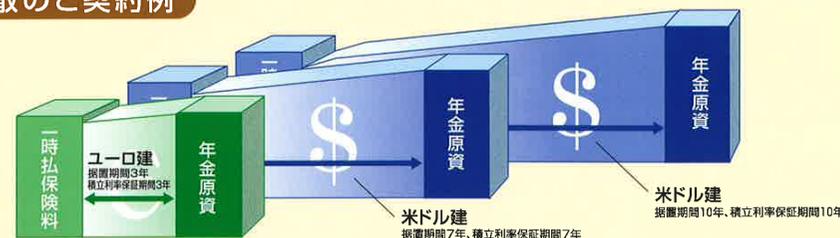
単一通貨でのご契約例



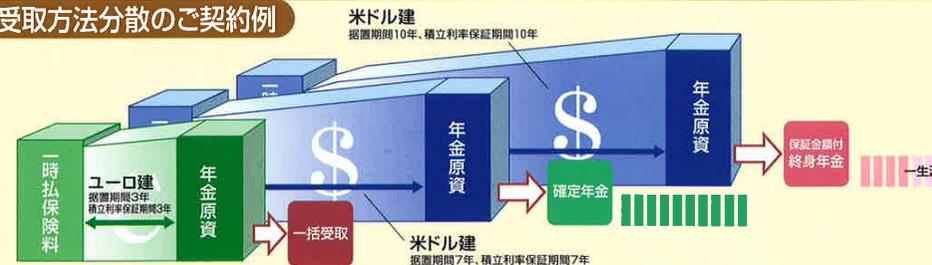
通貨分散のご契約例



期間分散のご契約例



受取方法分散のご契約例



※各ご契約例のイメージ図です。

ご加入後もお客さまのご希望により自在性を活かすことも可能です。

据置期間の延長

- 据置期間中に限り、ご契約者のお申し出によりユニットごとに据置期間を延長することができます。
- 据置期間の延長の際には、積立利率保証期間を3・5・7・10年の中からお選びいただけます。ただし、積立利率計算基準日（積立利率保証期間満了日の翌日）時点でAIGスター生命が取り扱っている積立利率保証期間に限りです。
- 延長期間はお選びいただく積立利率保証期間により定まります。
- 新たにお選びいただいた積立利率保証期間中は、積立利率計算基準日の積立利率により、一定の利率で運用されます。
- 積立利率には、下記の最低保証があります。

積立利率保証期間	米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル	円
3年・5年・7年・10年	年1.25%	年1.00%

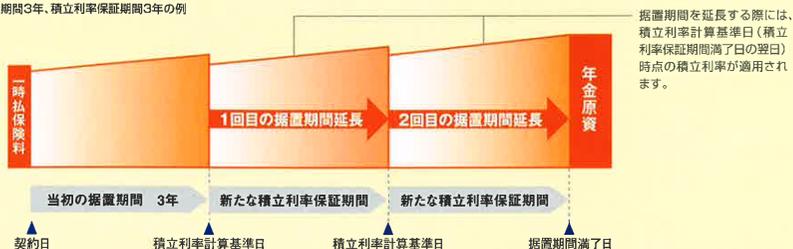
- 据置期間中であれば、延長は何回でも可能です。ただし、ご契約日から据置期間満了日までの期間が40年を超える延長、または据置期間満了日の被保険者の年齢が満90歳を超える延長はお取り扱いできません。
- 年金開始日を繰り延べされた場合は、延長はできません（年金開始日の繰延べについては8ページをご参照ください）。
- 据置期間を延長した後解約される場合、解約控除はかかりませんが、市場価格調整は行われます。
- 据置期間の延長の際には、延長時費用（下記の費用率で計算された金額）が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

■据置期間延長のイメージ図

※ご契約時の据置期間3年、積立利率保証期間3年の例



積立金の一部につき据置期間を延長することが可能です。

- 一定の金額以上であれば（下記※ご参照）、据置期間満了時に積立金を分割し、一部を一括にてお受け取りのうえ、年金にてお受け取りいただくこともできます。
- 一定の金額以上であれば（下記※ご参照）、据置期間満了時に積立金を分割し、一部を一括にてお受け取りのうえ、据置期間を延長することもできます。

※年金支払部分、据置期間の延長部分についてはそれぞれ積立金が3,000米ドル/3,000ユーロ/3,000英ポンド/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上であることが必要になります。

■イメージ図

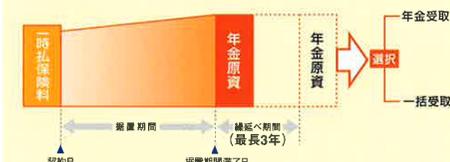
※一部一括＋一部年金の例



年金開始日の繰延べ

- 据置期間中に限り、ご契約者のお申し出により年金開始日を繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は当初3年で設定されます。ただし、被保険者の年齢が満90歳となる年単位の契約応当日までの期間を限度とします。
- 繰延べ期間中は、ご契約者のお申し出によりいつでも年金受取を開始することができます。
- 繰延べ期間が3年経過した後は、再度年金開始日の繰延べはできません。
- ユニットごとに年金開始日を繰り延べることができますので、据置期間満了日が同一のユニットであっても、異なる年金開始日を設定することができます。

■年金開始日の繰延べのイメージ図



※繰延べ期間中は繰延べ期間中にAIGスター生命が定める所定の利率により運用されます。
 ※上記所定の利率には最低保証利率があり、外貨建（米ドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル）の場合年0.25%、円建の場合年0.1%です。
 ※繰延べ期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、死亡時の積立金額をお受け取りいただけます。

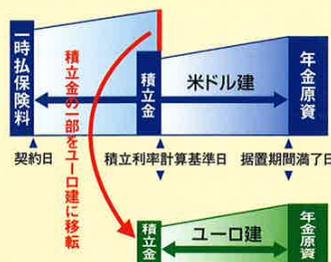
積立金移転

- 積立利率計算基準日（積立利率保証期間満了日の翌日）に積立金の全部または一部を新しいユニットに移転することができます。
- 積立金を移転する場合は、据置期間の延長も同時に行っていただけます。なお、据置期間延長の際には、延長時費用が差し引かれます（くわしくは上記「据置期間の延長」をご参照ください）。
- ◆移転先のユニットでは、所定の通貨、積立利率保証期間、年金受取方法から自由にお選びいただけます。
- ◆1つのユニットから2つ以上の新しいユニットに移転することもできます（移転後の合計のユニット数は、最大で10ユニットです）。
- ◆据置期間を延長した後解約される場合、解約控除はかかりませんが、市場価格調整は行われます。
- 積立金の全部または一部を既存のユニットに上乗せして1つのユニットとすることができます。
- ◆移転先のユニットは、移転元のユニットと積立利率保証期間および据置期間の満了日が同一である必要があります。なお、移転元のユニットの通貨は、移転先のユニットの通貨に交換されます。
- 積立金移転の際に解約控除および市場価格調整は行われません。

※積立金の移転時に適用するレートは、三菱東京UFJ銀行の移転元通貨の最初の公示TTB（対顧客電信相場）と移転先の通貨の最初の公示TTS（対顧客電信先相場）
 ※積立金を移転する場合には、移転した後の各ユニットについて、積立金が3,000米ドル/3,000ユーロ/3,000英ポンド/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上であることが必要になります。なお、移転単位は1セント/1ユーロセント/1ペンス/1豪ドルセント/1円です。

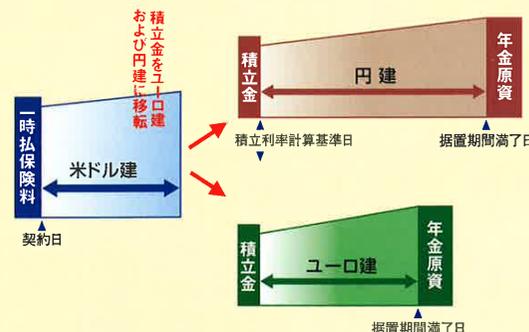
■積立金移転のイメージ図Ⅰ

◎積立金の一部を新しいユニットに移転する場合のイメージ図



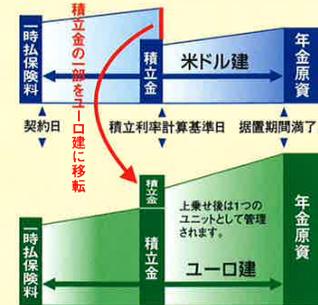
■積立金移転のイメージ図Ⅱ

◎2つ以上のユニットに移転する場合のイメージ図



■積立金移転のイメージ図Ⅲ

◎上乗せする場合のイメージ図



年金の種類と受取方法

ライフプランに応じて、各ユニットごとに受取方法をお選びいただけます。なお、原則として受取通貨は該当ユニットと同一の通貨となります（外貨建をご選択の場合、円建年金移行特則の適用により、円貨で受け取ることもできます）。※円建年金移行特則については11ページをご参照ください。

年金開始日の前日までであれば、お申込時に選択した年金種類などを変更することができます。年金受取開始後は年金種類などを変更することはできません。

「ファイブ ストーリーズ プラス」の年金種類には大きく分けて確定年金と終身年金があります。終身年金は一生にわたって年金をお支払いすることを前提に年金額を算出するため、一定期間年金をお支払いする確定年金に比べ、年金額が少なくなる傾向にあります。また終身年金のうち保証金額付終身年金は、保証期間付終身年金とは異なり受取総額が年金原資額を下回ることはありません。

〈確定年金〉

確定年金

お選びいただいた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、未払年金の現価を一括してお支払いします。

〈年金支払期間：5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択〉

〈終身年金〉

保証期間付終身年金

被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。支払期間には保証期間があり、この期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。保証期間中など、年金受取を開始された後早期に被保険者がお亡くなりになられた場合の受取総額は、年金原資を下回る傾向にあります。

〈保証期間：5年・10年・15年・20年から選択〉

保証金額付終身年金

被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。年金原資額と同額のお支払いが保証されており、年金受取総額が年金原資額に満たないまま被保険者がお亡くなりになられた場合は、年金原資額と年金受取総額の差額を一括してお支払いします（受取総額は、年金原資額を下回ることはありません）。

保証期間付夫婦年金

ご契約時にはお選びいただくことはできません。年金開始日の前日に他の年金種類から変更いただけます。ご夫婦どちらかが生存されている限り、年金をお支払いします。支払期間には保証期間があり、この期間中にご夫婦ともにお亡くなりになられた場合は、保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。年金額は保証期間付終身年金より少なくなる傾向にあります。

〈保証期間：5年・10年・15年・20年から選択〉

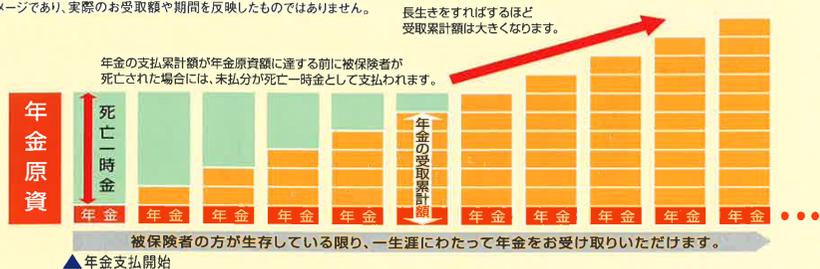
年金でのお受け取りに代えて、年金原資を一括でお受け取りいただくこともできます。

- ◆年金額は、年金開始日の前日末の積立金および年金開始日において適用される予定利率等により計算されます。年金開始後は、年1回、費用（年金額の1.0%）が積立金から控除されます。なお、年金証書等に記載される年金額はこの費用を考慮した後の金額です。
- ◆実際の年金額は年金開始時にご提示いたしますので、再度ご確認ください。なお、受取方法は年金開始前であれば変更することも可能です。
- ◆保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金および保証金額付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上（かつ保証期間付夫婦年金については夫婦の年齢差が±15歳以内）の場合のみお選びいただけます。
- ◆年金支払期間および保証期間の満了時における被保険者の年齢は満105歳を超えることはできません。

- ◆年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円に満たない年金種類をお選びいただけません。その場合には他の年金種類をお選びいただくか、一時払保険料を増やして、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上となるようにお申し込みください。
 - ◆同一の被保険者で通算された無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）の年金額の上限は3,000万円相当額となります。3,000万円相当額を超える場合は、年金額を3,000万円相当額とし、同年受取に必要な部分を除いた年金原資は、将来の年金受取に代えて、本年保険の第1回年金受取時に一時金としてお受け取りいただけます（外貨建の場合は、年金開始日が属する年度の所定の通算為替レートを用いて円換算します）。
- ※上記の年金額は、年金として1年あたりにお受け取りいただく金額を指します。

■保証金額付終身年金のイメージ図

※図はイメージであり、実際のお受取額や期間を反映したものではありません。



万一の場合の保障機能

据置期間中および年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡給付金等をご指定いただいた受取人に支払われます。また、「年金支払特約」を付加すれば、一時金に代えて、年金としてお受け取りいただくことができます。

■据置期間中の死亡時

各ユニットごとに死亡時の積立金額、解約返戻金額*または一時払保険料のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします（死亡給付金は、一時払保険料を下回ることはありません）。

※据置期間の延長の場合は死亡時の積立金額、解約返戻金額または積立利率計算基準日前日末の積立金額のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

*くわしくは12ページをご参照ください。

■年金開始日以後の死亡時

死亡一時金のお支払い*、または年金の継続支払をご選択いただけます。

*くわしくは9ページをご参照ください。

年金支払特約

万一の場合、ご遺族等が「年金資産」を引き継ぐこともできます。「年金支払特約」を付加すれば、被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡給付金・死亡一時金を、年金としてお受け取りいただけます。

●据置期間中の死亡

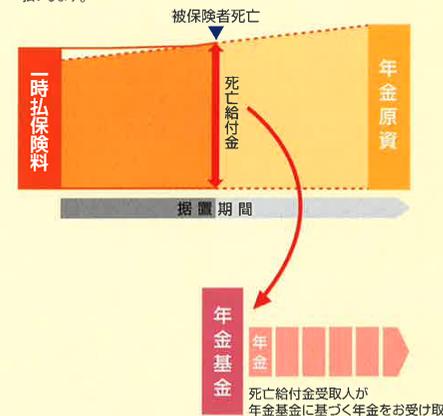
据置期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡給付金として一括でお受け取りになることに代えて、死亡給付金を原資（年金基金）とした年金を、死亡給付金受取人がお受け取りいただけます。

●年金開始日以後の死亡

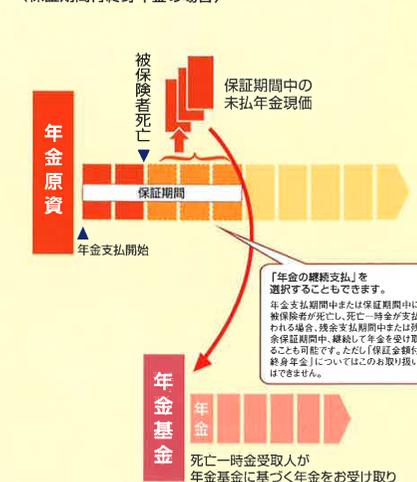
年金開始日以後に被保険者がお亡くなりになり、死亡一時金が支払われる場合、死亡一時金として一括でお受け取りになることに代えて、死亡一時金を原資（年金基金）とした年金を、死亡一時金受取人がお受け取りいただけます。

■「年金支払特約」のイメージ図

※死亡時の積立金額、解約返戻金額または一時払保険料のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。
※据置期間の延長の場合は死亡時の積立金額、解約返戻金額または積立利率計算基準日前日末の積立金額のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。



〈保証期間付終身年金の場合〉



「年金の継続支払」を選択することもできます。年金支払期間中または保証期間中に被保険者が死亡し、死亡一時金が支払われる場合、残存支払期間中は残存保証期間中、繰越して年金を受け取ることも可能です。ただし「保証金額付終身年金」についてはこのお受け取りはできません。

【年金基金に基づく年金について】

- ◆お選びいただける年金種類、年金支払期間中の費用、年金開始日における被保険者の年齢範囲および最低年金額等は、9ページの「年金の種類と受取方法」と同様です。
- ◆据置期間中の運用通貨が外貨の場合、年金は運用通貨でも円貨（円建年金支払特則を適用した場合）でもお受け取りいただけます。円貨でお受け取りになる場合の年金額は、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した日の翌営業日のAIGスター生命所定の為替レートにより計算されます。
- ◆死亡給付金または死亡一時金のうち、一部を一括でお受け取り、残りを年金でお受け取りいただけます。

据置期間中の通貨が外貨の場合でも、円貨でお受け取りいただけます。

円換算支払特約 → 外貨建の死亡給付金・死亡一時金および解約返戻金を円貨でお受け取りいただけます。

円建年金移行特則 → 年金を円貨でお受け取りいただけます(円貨での一括受取も可能です)。

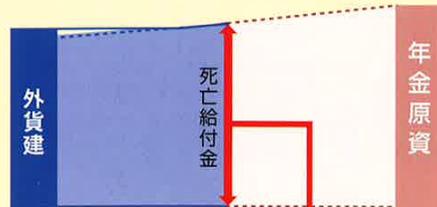
- 円換算支払特約の付加または円建年金移行特則の適用により、外貨での受取口座開設は不要となります。
- 円貨でお受け取りの場合、外国為替相場の影響により、お受取額が一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

円貨でお受け取りの場合の換算レート

円換算基準日		円換算レート
死亡給付金、死亡一時金、解約返戻金	所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した日の翌営業日	AIGスター生命所定のレート (三菱東京UFJ銀行のTTBを下限)
年金	年金開始日の2営業日前 ただし、年金開始日の2営業日前以後に、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	

■「円換算支払特約」のイメージ図

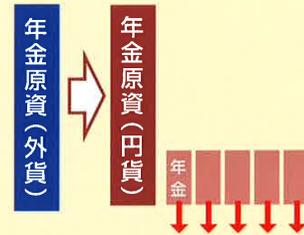
※死亡時の積立金額、解約返戻金額または一時払保険料のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。
※据置期間の延長の場合は死亡時の積立金額、解約返戻金額または積立利率計算基準日前日末の積立金額のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。



円貨でお受け取りいただけます。

- ◆ 円換算支払特約は死亡給付金、死亡一時金および解約返戻金に適用可能です。
- ◆ 円換算支払特約は死亡給付金、死亡一時金もしくは解約返戻金の受取人からのお申し出により付加されます。
- ◆ 円建年金移行特則は年金受取人からのお申し出により適用されます。
- ◆ 円建年金移行特則は年金開始日以後は適用できません。

■「円建年金移行特則」のイメージ図



円貨でお受け取りいただけます。

積立利率と為替レートは以下の方法でご確認いただけます。

■ お電話で

AIGスター生命 ファイナンシャルサービスセンター
年金専用フリーダイヤル

☎ 0120-614-514

- オペレーター受付時間：月曜日～金曜日(祝日および12月31日～1月3日を除きます。) 9時～18時
- 自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間365日

■ インターネットで

<http://www.aigstar-life.co.jp/kojin/products/nenkin/five2-0/index.html>

- 「ファイブ ストーリーズ プラス」に関する為替レート、積立利率については、左記の専用フリーダイヤルにてご確認ください。なお、三菱東京UFJ銀行では円換算入金特約のお取り扱いはいたしておりません。
- 積立利率は毎月15日と末日(同日が土・日曜日、祝日または年末の場合には前営業日)に見直し、翌営業日のご契約から適用されます。

ご契約時にかかる費用

一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用

(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%

*一時払保険料に対する割合

ただし、ご契約日から起算して10日以内に保険契約を解約した場合(ご契約日から起算して10日以内に、解約する旨の書面を発信した場合を含みます。)には、ご契約いただいた通貨で一時払保険料相当額をお支払いします(例えば米ドル建の保険契約の場合は、米ドルでお支払いします)。

据置期間の延長時にかかる費用(延長時費用)

延長前の据置期間満了時における積立金額から右記の費用

(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

年金支払期間中の費用

年金受取開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)を積立金から控除します。

解約

年金開始日前に限り解約のお取り扱いができます。解約時には積立金から下記の①②により算出した額を差し引いた金額が解約返戻金として支払われます(解約返戻金が一時払保険料を下回ることもあります)。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金の計算日の積立金額} \times (1 - \text{下記①の解約控除率} - \text{下記②の市場価格調整率})$$

なお、解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算を行います。

① 解約控除率

ご契約時に定めた据置期間中に解約した場合、右記解約控除率が適用されます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
解約控除率	0.75%			1.75%

※ご契約時に定めた据置期間経過後、解約控除はかかりません。

※解約時点の積立金額に上記解約控除率を乗じた金額を積立金から差し引きます。

② 市場価格調整率

解約時点の運用資産(債券等)の価値を解約返戻金に反映させるもので、経過期間と市場金利動向により、-20%～+20%の範囲内で変動します(ただし、積立利率計算基準日に解約された場合、市場価格調整は行われません)。

※「ご契約のしおり・約款」にて、計算例を含めた市場価格調整の詳細な説明を行っておりますのでご参照ください。

■ 解約は、解約控除に加えて、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご確認ください。

- ご契約時に定めた据置期間中に解約した場合の解約返戻金額は、各ユニットそれぞれについて①②を合わせて、解約時の積立金に対して据置期間に応じて以下のとおり変動します。
据置期間10年の場合-21.75%～+18.25%、据置期間3年・5年・7年の場合-20.75%～+19.25%
- 円換算支払特約を付加した場合は、AIGスター生命所定の円換算レートで円貨に換算されます。
- その際には、解約時における外国為替相場により受取円貨額が変動し、結果として一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について

- 当年金保険は、ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)をすることはできません。
- ただし、ご契約日から起算して10日以内に保険契約を解約した場合(ご契約日から起算して10日以内に、解約する旨の書面を発信した場合を含みます。)には、ご契約いただいた通貨で一時払保険料相当額をお支払いします(例えば米ドル建の保険契約の場合は、米ドルでお支払いします)。
- ご契約いただいた通貨が外貨の場合、円換算支払特約を付加することによりAIGスター生命所定の為替レートで換算した円貨にてお支払いすることもできますが、この場合が為替リスクがあります。このような為替リスクはご契約者に帰属します。
- また、同時に複数ユニットをお申し込みの場合は、すべてのユニットを同じ解約日に解約する必要があります。
- なお、この場合には、「ファイブ ストーリーズ プラス」を含む無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)に解約日から1ヵ月間ご加入することはできません。

税務のお取り扱い

※下記のお取り扱いとは2006年3月現在のものであり、将来変更される可能性があります。
くわしくは所轄税務署等にご確認ください。

- 保険料払込時 生命保険料控除の対象となります。
- 解約時(円貨に換算して差益のある場合)

1. 確定年金を選択し5年以内に解約した場合 解約差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
2. 確定年金を選択し5年以内に年金原資を一括受取した場合 発生した差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
3. 上記1・2以外の場合 解約差益をもとに計算された一時所得が、所得税・住民税の課税対象となります。

■死亡給付金受取時

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	死亡給付金を受取った場合の税金の種類	年金支払特約を付加し年金を受取った場合の税金の種類
A	A	配偶者など相続人	相続税*1	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	A	相続人以外の受取人	相続税	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	A(契約者本人)	所得税(一時所得)+住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	C(契約者でも被保険者でもない方)	贈与税	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して贈与税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税

*1 他の保険契約と合わせて、死亡給付金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。 *2 死亡時以前より年金支払特約を付加していた場合に限り。

■年金受取時

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税	
	年金の一括受取時	確定年金 保証金額付終身年金	所得税(一時所得)+住民税
		保証期間付終身年金 保証期間付定期年金	所得税(雑所得)+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金の支払開始時	贈与税	
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税	

■年金開始日以後の死亡時

1. 被保険者が死亡した場合

年金支払期間中・保証期間中等の死亡により、死亡一時金または年金支払特約を付加し、年金を受取った場合、契約形態により、以下のように課税されます。

契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	死亡一時金を受取った場合の税金の種類	年金支払特約を付加し、年金を受取った場合の税金の種類
A	A	A	B	相続税	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税* ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	A	A	所得税(一時所得)+住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税

*死亡時以前より年金支払特約を付加していた場合に限り。

2. 被保険者ではない年金受取人が死亡した場合

新たに年金受取人となった方に対して、「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税が課税され、毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税が課税されます。

■外国通貨で授受を行った場合の評価について

当年金保険は日本においてご契約される生命保険契約であることから、税法上のお取り扱いについては円建の生命保険と同様となります。右記の基準により外国通貨を円貨に換算したうえで、従来の円建生命保険契約と同等のお取り扱いとなります。

※円換算支払特約を付加、または円建年金移行特則を適用した場合、年金、解約返戻金、および死亡給付金等はAIGスター生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
※お受取額は、円換算額で課税され、税引後の外貨建のお受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

ご契約にあたり再度ご確認ください事項

1. 一時払保険料振込後はご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)はできません。
2. ご契約時にかかる費用(下記4.ご参照)が控除されたうえで、運用が開始されます。ただし、ご契約日から起算して10日以内に保険契約を解約した場合(ご契約日から起算して10日以内に、解約する旨の書面を発信した場合は含まず。)には、ご契約いただいた通貨で一時払保険料相当額をお支払いします(例えば、米ドル建の保険契約の場合は、米ドルでお支払いします)。
3. 「ファイブ ストーリーズ プラス」はAIGスター生命を引受保険会社とする生命保険商品です。三菱東京UFJ銀行は保険の募集代理店で、保険の引受を行っていません。
4. 据置期間満了前に解約した場合、以下の費用が控除されるため、お受取額がお払込額を大きく下回ることがあります。据置期間満了までの運用を前提としてお申し込みください。

◎ご契約時にかかる費用

ご契約時に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(下記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%

*一時払保険料に対する割合

◎据置期間の延長時にかかる費用(延長時費用)

延長前の据置期間満了時における積立金額から下記の費用(下記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

◎据置期間満了前に解約した場合にかかる費用

費用として解約控除がかかり、さらに市場価格調整を行います。

※ご契約時に定めた据置期間経過後、解約控除はかかりません。

据置期間	3年	5年	7年	10年
解約控除率*	0.75%	0.75%	0.75%	1.75%
市場価格調整率*	-20%~ +20%	-20%~ +20%	-20%~ +20%	-20%~ +20%

*積立金額に対する割合

5. AIGスター生命が保険料を受領した日もしくは告知日のいずれか遅い方の日から、保険の責任が開始されます。(ご契約日)
6. 積立利率は月2回見直されます(15日・末日)。ご契約日における積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は、十分にご注意ください。
7. 積立利率とは、費用控除後の積立金(ご契約時においては、一時払保険料から上記4.の「ご契約時にかかる費用」を控除したもの)に付する利率を表しています。一時払保険料に適用される利率ではありませんので、ご注意ください。なお、一時払保険料の実質運用利回り(年複利、据置期間満了時の積立金から計算)は、実質利率として表示しています。
8. 一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けるため、お受取額を一時払保険料をお払い込みいただいた通貨で換算した場合、その金額は、お払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。
9. 円貨によるお払い込み、お受け取りの場合には、外国為替相場に変動がない場合でも、換算相場の差(外貨を購入する際に使用するレート)-(外貨を売却する際に使用するレート)だけご負担が生じますので、お受け取り円貨額がお払い込み円貨額を下回る場合があります。

各種お取り扱い

各種お取り扱い

〈主契約部分〉

契約者	日本に居住する個人の方（米国籍または米国籍永住権をお持ちの方を除く）
被保険者*1	ご契約年齢（満年齢）が0歳から87歳の方

ご契約年齢の範囲

被保険者契約年齢範囲（満年齢）はご契約時の据置期間により異なります。

据置期間	契約年齢範囲
3年	0～87歳
5年	0～85歳
7年	0～83歳
10年	0～80歳

告知	職業告知のみ
年金受取人	ご契約者または被保険者（米国籍または米国籍永住権をお持ちの方を除く）
保険料払込方法	一時払のみ
最低一時払保険料	10,000米ドル/10,000ユーロ/10,000英ポンド/10,000豪ドル/1,000,000円 ※一通貨のみの選択も可能です。
最高一時払保険料*2 （円換算）	500,000,000円 ※外貨建一時払保険料については、ご契約日が属する年度のAIGスター生命所定の通算為替レートを用いて円換算した金額で通算します。
最低年金額	1,000米ドル/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円 ※この額に満たない年金種類は選択できません。
クーリング・オフ	ご契約お申込みの撤回等（クーリング・オフ）をすることはできません。 ただし、ご契約日から起算して10日以内に保険契約を解約した場合（ご契約日から起算して10日以内に、解約する旨の書面を発信した場合を含みます。）には、ご契約いただいた通貨で一時払保険料相当額をお支払いします（例えば米ドル建の保険契約の場合は、米ドルでお支払いします）。なお、この場合には、「ファイブ ストーリーズ プラス」を含む無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）に解約日から1カ月間ご加入することはできません。 ※くわしくは、12ページをご参照ください。
据置期間	3年、5年、7年または10年（円建は、10年のみ）

ご契約時にかかる費用

一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用（右記の費用率で計算された金額）が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%

※一時払保険料に対する割合

死亡給付金	積立金額、解約返戻金額または一時払保険料*のうち大きい金額 ※据置期間の延長の場合は積立利率計算基準日前日の積立金額。
-------	---

〈主な特約・制度〉

円換算支払特約	死亡給付金、死亡一時金、解約返戻金を円貨でお受け取りいただけます。換算レートは以下のとおりです。
円建年金移行特約	年金を円貨でお受け取りいただけます。換算レートは以下のとおりです。

円貨でお受け取りの場合の換算レート

	円換算基準日	円換算レート
死亡給付金、死亡一時金、解約返戻金	所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した日の翌営業日	AIGスター生命所定のレート （三菱東京UFJ銀行のTTBを下限）
年金	年金開始日の2営業日前 ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	

積立金移転特約	積立利率計算基準日に積立金を移転することができます。
据置期間の延長	最長40年かつ満90歳までの範囲内で据置期間の延長ができます（延長時の積立利率保証期間は、3/5/7/10年から選択*3）。

据置期間の延長時にかかる費用

延長前の据置期間満了時における積立金額から右記の費用（右記の費用率で計算された金額）が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

※積立金額に対する割合

年金開始日の繰延べ	据置期間満了後、最長3年かつ満90歳までの範囲内で、年金開始日の繰延べを行うことができます。
年金支払特約	死亡給付金、死亡一時金をご遺族などが年金としてお受け取りいただけます。
継続受取人制度	年金受取人が死亡した場合の権利・義務を承継する方をご指定いただけます。
解約・減額*4	据置期間中に一定額を控除し解約・減額を行うことができます。

解約・減額の際にご注意いただく事項

年金開始日前に限り解約のお取り扱いができます。解約時には積立金から下記の①②により算出した額を差し引いた金額が解約返戻金として支払われます（解約返戻金が一時払保険料を下回ることもあります）。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金の計算日の積立金額} \times (\text{①の解約控除率} - \text{②の市場価格調整率})$$

なお、解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算を行います。

①解約控除率：ご契約時の据置期間に応じ、積立金額に対して右表のとおりとなります。【解約控除率】

※ご契約時に定めた据置期間中、一定です。

※ご契約時に定めた据置期間経過後、解約控除はかかりません。

据置期間	3年	5年	7年	10年
解約控除率*		0.75%		1.75%

②市場価格調整率：経過期間や市場金利動向により、±20%の範囲内で変動します。

*積立金額に対する割合

- 円換算支払特約を付加した場合は、AIGスター生命所定の円換算レートで円貨に換算されます。
- その際には、解約時における外国為替相場により受取円貨額が変動し、結果として一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

〈年金種類と受取方法〉

年金の種類等*5	確定年金（年金支払期間 5/10/15/20/25/30/35/40年）
	保証期間付終身年金（保証期間 5/10/15/20年）
	保証金額付終身年金
	保証期間付夫婦年金（保証期間 5/10/15/20年） ※ご契約時にはお選びいただくことはできません。

年金支払期間中の費用

年金受取開始以後、年1回、費用（年金額の1.0%）を積立金から控除します。

*1ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

*2同一の被保険者について、複数のAIGスター生命の無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建）契約があるときは、すべての一時払保険料円換算額（AIGスター生命所定の通算為替レートを使用）を通算して5億円を超えることはできません。

*3積立利率計算基準日にAIGスター生命が取り扱っている範囲内に限ります。

*4減額後の積立金額は、3,000米ドル/3,000ユーロ/3,000英ポンド/3,000豪ドル/300,000円以上である必要があります。

*5保証期間付終身年金、保証金額付終身年金および保証期間付夫婦年金は、年金開始日の被保険者年齢が満40歳以上の場合のみ選択可能です。また保証期間付夫婦年金は、配偶者の年齢が被保険者の年齢の±15歳以内の場合にお選びいただけます。

ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「個人情報に関する重要事項」
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「個人情報に関する重要事項」「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

「契約締結前交付書面」には「契約概要」、「注意喚起情報」が記載されています。

記載事項例(注意喚起情報)

- ご契約申込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 職業などの告知義務について
- 死亡給付金をお支払いできない場合
- 解約と解約返戻金について

生命保険募集人について

- 担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエイアイジー・スター生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、エイアイジー・スター生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。
 - 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 担当者(生命保険募集人)の権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。
- 生命保険募集人は、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは、担当の生命保険募集人にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】AIGスター生命 ファイナンシャルサービスセンター 0120-614-514
【お問い合わせ時間】月曜日～金曜日 9時～18時(祝日および12月31日～1月3日を除きます。)

生命保険契約者保護機構について

エイアイジー・スター生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

募集代理店からのご説明事項

- ◎ 無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)「ファイブストーリーズ プラス」のお申込みの有無が、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- ◎ 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。
- ◎ 当社では、本商品にかかる金銭のお受け取りのための外貨普通預金口座開設のお取り扱いはいたしておりません。
- ◎ 当社では、店頭での外貨現金による保険料のお払込みはお取り扱いしておりません。

ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について

無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)「ファイブストーリーズ プラス」は、ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)をすることができます。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

配当金について

この保険商品に配当金はありません。

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず、無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

ご契約いただいた個人年金保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となります。ぜひ最後までご継続ください。

(お問い合わせ、ご照会)

■募集代理店

(ご契約後のご照会)

■引受保険会社

AIG **AIGスター生命**
エイアイジー・スター生命保険株式会社

A Member of American International Group, Inc.
東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
<http://www.aigstar-life.co.jp>

ファイナンシャルサービスセンター ☎0120-614-514

- オペレーター受付時間：月曜日～金曜日 9時～18時(祝日および12月31日～1月3日を除きます。)
- 自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間365日

AIGスター生命は、AIG AIGスター生命は、乳がんの早期発見・早期治療を呼びかける「ピンクリボン運動」を応援しています。

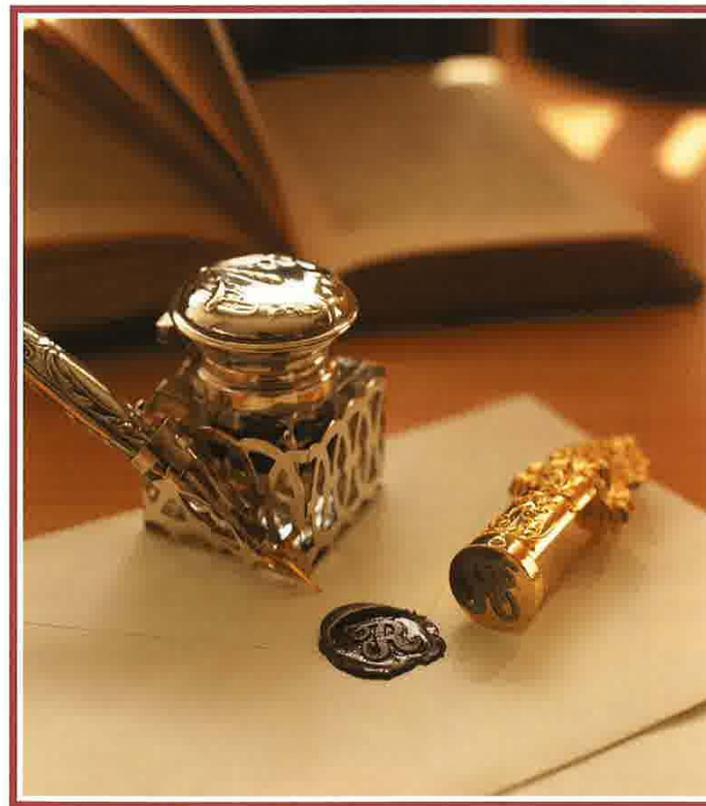
登録番号(AIGスター-A-07-505)PE EG10261

AIGスター生命の定額個人年金保険

Five Stories Plus

ファイブストーリーズ プラス

据置タイプ・毎月自動引出タイプ



無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)

この「商品パンフレット」では、特に重要な事項(リスク情報、諸費用)を赤字で記載しています。ご検討にあたっては必ずご確認ください。

引受保険会社

AIG **AIGスター生命**

作成 2007年9月

Five Stories Plus



より上質な時間を謳歌する。

趣味、家族、友人……
大切にしたいこと、楽しみたいことが
たくさんありませんか？

Contents

商品概要(据置タイプ).....	3
商品概要(毎月自動引出タイプ).....	5
ユニットシステム.....	7
据置期間の延長、その他.....	9
年金の種類と受取方法.....	11
保障機能とご相続発生時の資産承継方法.....	13
諸費用.....	14
各種お取扱い.....	15
税務のお取扱い.....	17
ご確認いただきたい事項.....	18

あなたご自身のために、あなたの 楽しみのために、Five Stories Plusがお手伝いいたします。



毎 月一度は2人でディナーを
楽しみたい。



こ だわりのある通な生き方を
楽しみたい。



セ カンドライブを家族とともに
楽しみたい。

資 産を減らさずに現在を
楽しみたい。



友 人たちの付き合いを
楽しみたい。

目的にあわせて運用タイプをお選びいただけます。

将来に向けて
資産を大きく育てたい方

今を楽しみながら
資産を守りたい方

据置期間満了まで積立金を
運用いただける「据置タイプ」を
おすすめします。

※くわしくは3~4ページをご覧ください。

毎月運用益をお受けいただける
「毎月自動引出タイプ」を
おすすめします。

※くわしくは5~6ページをご覧ください。

5つの通貨(USDル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円)を自由に組み合わせて、目的にあわせた資産運用が実現できます。外貨建のご契約を円貨でお受取りの場合、為替リスクがあり、お受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

特長 1

世界の通貨をラインアップ

「ファイブ ストーンズ プラス」でご用意した通貨はUSDル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円の5つのラインアップ。ひとつの通貨をお選びいただくことも複数の通貨を組み合わせることも可能です。

特長 2

固定利率による安定運用

契約当初の積立利率を(3~10年)固定することにより、将来のライフプランを着実にサポートします。
※積立利率は、月2回、その時点での市場環境を考慮したうえで決定されますが、USDル、ユーロ、英ポンド、豪ドルは年1.25%、円は年1.00%が最低保証されます。「用語のご説明③」についてもご覧ください。
※ご選択いただける据置期間は通貨により異なります。

特長 3

円貨でのお払込みも可能

円換算 入金特約の付加により、外貨建の保険料も、円貨に換算した金額でお払込みが可能です。
■円換算 基準日 払込日(AIGスター生命が一時払保険料などの積金を確認した日)
■円換算 入金特約用レート AIGスター生命所定のレート(ただし、三菱東京UFJ銀行のTTSを上限とします)
※円換算 入金特約用レートの確認方法は18ページをご覧ください。

据置タイプのイメージ図

さらに!! 初年度ボーナス利率年1%

据置期間10年の場合、初年度の積立利率に年1%が上乗せされます。

5つの通貨から自由に組み合わせ

※一通貨のみの選択も可能です。

死亡給付金額は、一時払保険料を下回ることがありません。
※外貨建のご契約については円貨でお受取りの場合、為替相場の変動による影響を受けます。
くわしくは18ページをご覧ください。

ご契約時にかかる費用が差し引かれます。

運用通貨は、USDル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円から選択可能

死亡給付金

年金原資

積立金

積立金

据置期間・積立利率保証期間(①②)

契約日

据置期間満了日

複数契約を一括管理(ユニットシステム)

1枚の申込書で複数の通貨・期間・受取方法を組み合わせることができ、1枚の保険証券で複数の契約を管理することができます。
※くわしくは7~8ページをご覧ください。

据置期間は3年・5年・7年・10年からご選択いただけます。
※くわしくは15ページをご覧ください。

用語のご説明

- ① 据置期間とは:ご契約日から年金開始日の前日までの期間のことです。ただし、年金開始日の繰延べが行われた場合は、繰延べ前の年金開始日の前日までの期間となります(年金開始日の繰延べについて、くわしくは10ページをご覧ください)。
- ② 積立利率保証期間とは:ご契約時または据置期間の延長時に設定された積立利率での運用を保証する期間のことです。ご契約時または据置期間の延長時に契約者にご選択いただけます。

- ③ 積立利率とは:積立金(一時払保険料からいい、積立利率保証期間中は一定です。積ります。なお、積立利率は一時払保険料に付※積立利率の確認方法は18ページをご覧ください)。
- ④ 実質利率とは:一時払保険料をもとに据置期間満了時の積立金から算出した年換算利率(年質の運用利回り)を表しています。利率保証期間の組み合わせによりそれぞれ異なります。

据置期間満了後は将来のために、〈資産の使い方〉〈守り方〉をお選びいただけます。

将来のご計画にあわせて、以下からご選択いただけます。

- ①据置期間の延長 ②年金受取 ③一括受取 ④その他(積立金の一部延長、積立金の移転等)

※くわしくは9~10ページをご覧ください。

据置期間の延長

さらに運用をお続けになりたい方におすすめいたします。
※くわしくは9ページをご覧ください。

年金受取

資産を安定させ、定期的な収入を確保したい方におすすめいたします。
※くわしくは11ページをご覧ください。

一括受取

年金に代え、一括でのお受取りも可能です。
※くわしくは11ページをご覧ください。

ご確認ください!

- 最低一時払保険料は、外貨建は1万通貨単位、円建は100万円となります。
- 最高一時払保険料、ご契約年齢、ご契約時に選択できる据置期間について、くわしくは、15ページをご覧ください。
- 「積立利率」は月2回見直され(15日・末日)、ご契約時にはご契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。
- 一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けるため、お受取額を一時払保険料をお払い込みいただいた通貨で換算した場合、その金額は、お払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。
為替リスクについて、くわしくは18ページをご覧ください。

ご契約時にかかる費用

ご契約時に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(下記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%

*一時払保険料に対する割合

特約付加により、毎月円貨で運用益のお受取りが可能です。(毎月自動引出タイプ)
据置タイプ(3~4ページ)の特長に加えて以下の特長があります。

外貨建のご契約を円貨でお受取りの場合、為替リスクがあり、お受取額が一時払保険料を下回る場合があります。
※この特約を付加する場合、ご契約時にかかる費用に加えて積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。

特長 1

ご契約の翌月から毎月お受取り

ご契約の翌月から運用益(自動引出金)を年12回(毎月)お受け取りいただけます。

※自動引出金のお受取日(自動引出日)は毎月の契約応当日、据置期間満了時となります。満金日は自動引出日から5営業日以内となります。

特長 2

運用益は円貨でお受取り

「円換算支払特約」が付加されることにより、据置期間中の自動引出金は円貨でお受け取りいただけます。

※自動引出金のお受取りは円貨のみとなります。
※ご契約いただいた通貨が外貨建の場合、円貨に換算してお支払いするため、自動引出時には為替リスクがあります。

特長 3

自動引出金受取後も一時払保険料を保証

年金原資額は一時払保険料と同額となります。期間満了時の年金原資額が一時払保険料を下回ることはありません。

※一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合などは、為替相場の変動による影響を受けます。

■自動引出特約を付加した場合のイメージ図

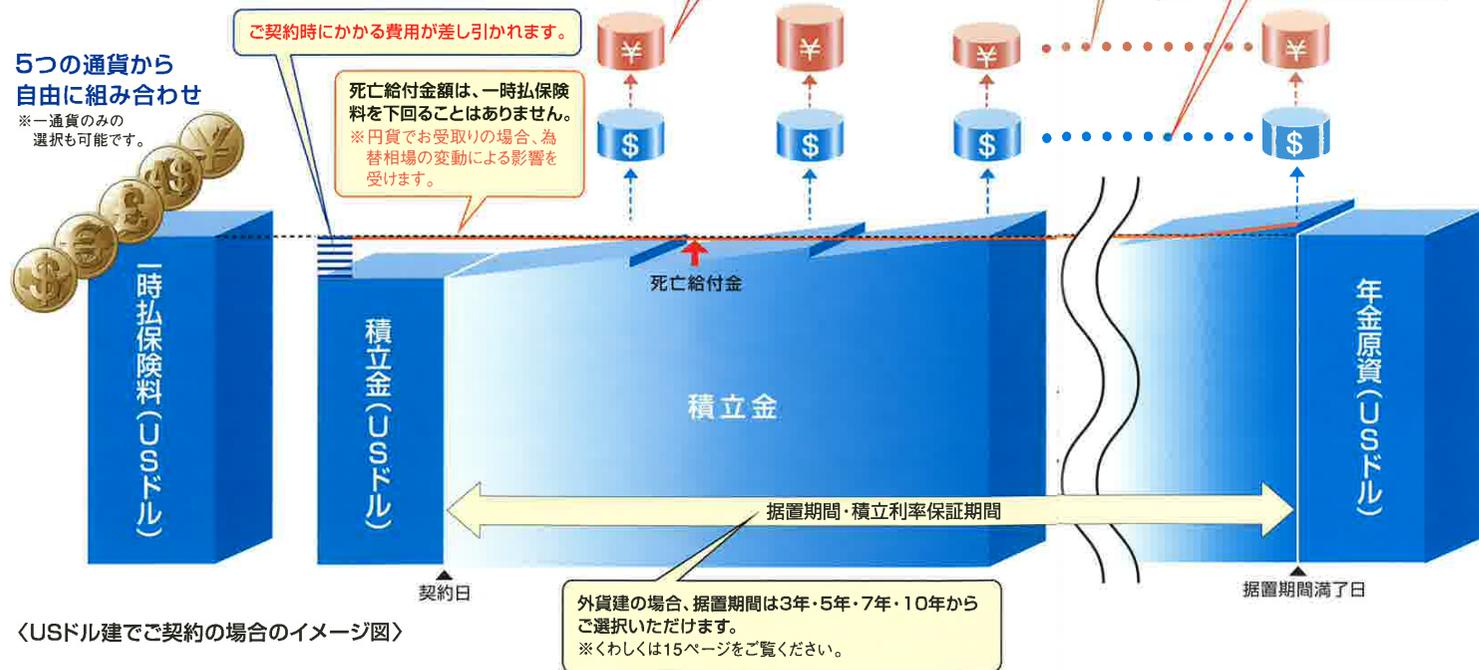
さらに!! 初年度ボーナス利率年1%

据置期間10年の場合、初年度の積立利率に年1%が上乗せされます。

※この場合、積立利率の上乗せ分の運用益については積立利率保証期間中の最終回の自動引出金額に上乗せされます。

5つの通貨から自由に組み合わせ

※一通貨のみの選択も可能です。



〈USドル建でご契約の場合のイメージ図〉

用語のご説明

年換算運用利回り(参考値)とは:毎月の自動引出金額の1年(12ヵ月)分を一時払保険料で除いたものをいい、外貨建でご契約の場合は、外貨建の自動引出金額の1年(12ヵ月)分を外貨建の一時払保険料で除いたものとなります。(ボーナス利率部分は据置期間の満了時に自動引出金額に上乗せされますが、上乗せ分は加味しません。)

据置期間満了後は将来のために、〈資産の使い方〉〈守り方〉をお選びいただけます。

将来のご計画にあわせて、以下からご選択いただけます。

- ①据置期間の延長
- ②年金受取
- ③一括受取
- ④その他(積立金の一部延長、積立金の移転等)

※くわしくは9~10ページをご覧ください。

据置期間の延長

さらに運用をお続けになりたい方におすすめいたします。

※くわしくは9ページをご覧ください。

年金受取

資産を安定させ、定期的な収入を確保したい方におすすめいたします。

※くわしくは11ページをご覧ください。

一括受取

年金に代え、一括でのお受取りも可能です。

※くわしくは11ページをご覧ください。

ご確認ください!

- 最低一時払保険料は、外貨建は2万通貨単位、円建は200万円となります。(自動引出特約を付加した場合)
- 最高一時払保険料、ご契約年齢、ご契約時に選択できる据置期間について、くわしくは15ページをご覧ください。
- 自動引出特約を付加した場合、ご契約いただいた通貨で積立金から一定金額が毎月引き出されます。そのため、積立金額は引出時に減少し、その後、残りの積立金をもとに運用されることとなります。ただし、初年度ボーナス利率が適用されている場合、積立利率の上乗せ分の運用益については積立利率保証期間中の最終回の自動引出金額に上乗せされます。
- 自動引出金額は、積立利率から所定の費用率を差し引いた利率で運用することで得られる予定の運用益を毎月受け取ることで、据置期間満了時の積立金額が一時払保険料と同額になるように計算されています。
- 自動引出の際には解約控除・市場価格調整は適用されません。
- 外貨建でご契約の場合、毎月の自動引出時に円換算支払特約が付加され、自動引出金はすべて円貨でのお受取りになります。毎回の自動引出時に適用される「円貨でお受取りの場合の換算レート」により円貨での自動引出金額は異なります。 ※くわしくは15ページをご覧ください。

自動引出特約の付加時期

この特約は、ご契約時および積立利率保証期間更改時(据置期間の延長時)のみ付加することが可能です。積立利率保証期間中に特約を付加することはできません。

自動引出特約にかかる費用

この特約を付加する場合、年齢・据置期間・通貨にかかわらず、費用として積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。このため、3~4ページ記載の最低保証利率を下回る場合があります。

※適用される積立利率、一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合のご確認事項、ご契約時にかかる費用、用語のご説明などについては3~4ページをご覧ください。

通貨分散や据置タイプ・毎月自動引出タイプでの併用など、最大10ユニットの組み合わせが可能です。「ユニットシステム」とは、複数契約を1つにまとめ、一括してご加入いただけるシステムです(1つ1つのご契約をユニットといいます)。これにより、1枚の申込書で複数の通貨・期間・受取方法を組み合わせることができ、1枚の保険証券で複数のご契約を管理することができます。**外貨建のご契約を円貨でお受取りの場合、為替リスクがあり、お受取額が一時払保険料を下回ることがあります。**

通貨の分散

ご契約時に、ユニットごとにUSDドル・ユーロ・英ポンド・豪ドル・円の5種類の通貨から、好きな通貨を組み合わせることが可能です。これにより、それぞれの通貨の特長を活かした分散投資が可能となります。

利点 積立利率の異なる複数の通貨で運用を組み合わせるとともに、円安による円資産の相対的な価値の下落に備えることができます。

運用タイプの分散

ご契約時に、据置タイプのユニットと毎月自動引出タイプのユニットとを組み合わせることが可能です。これにより、現在の楽しみと将来の備えを同時に準備することが可能となります。

利点 定期的収入を得ると同時に、将来の資産をふやすことができます。

期間の分散

ご契約時に、ユニットごとに据置期間を3年・5年・7年・10年からそれぞれ選択して、年金等の受取時期を分散できます。※ご選択いただける据置期間は通貨により異なります。くわしくは、15ページをご覧ください。

利点 年金(原資)の受取時期をライフプランにあわせて設定できるとともに、将来の金利上昇・下落リスクを分散させることができます。

受取方法の分散

据置期間満了時のお受取方法を、ユニットごとに「確定年金」「保証期間付終身年金」「保証金額付終身年金」「保証期間付夫婦年金」「一括受取」からお選びいただけます。

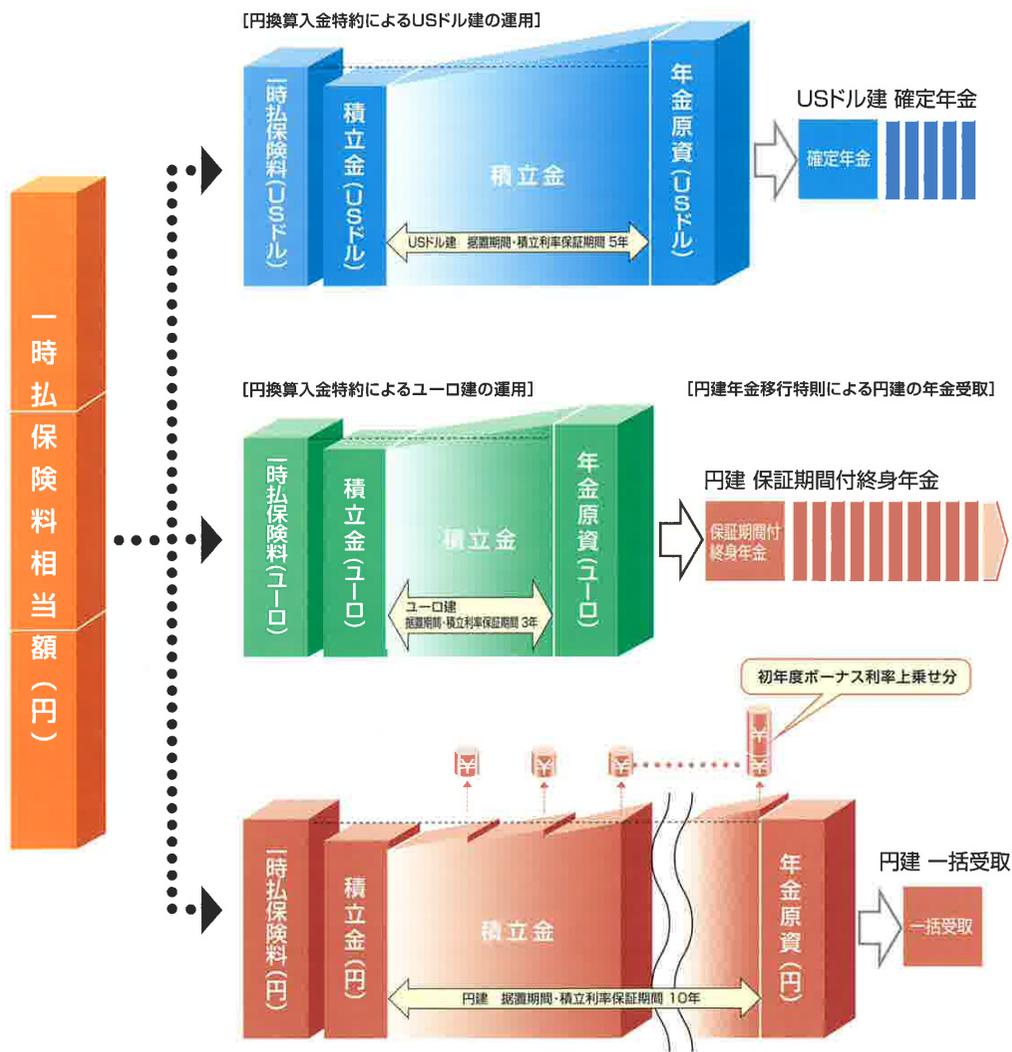
利点 公的年金の上乗せなど、ライフプランにあわせて年金種類を組み合わせるとともに、必要に応じて一括受取を選択するなど、豊富な選択肢から選ぶことができます。

ご確認ください!

- ユニット(ご契約)ごとの最低保険料は10,000USDドル/10,000ユーロ/10,000英ポンド/10,000豪ドル/1,000,000円です。ただし、自動引出特約を付加する場合はそれぞれ20,000USDドル/20,000ユーロ/20,000英ポンド/20,000豪ドル/2,000,000円となります。
- 1回のお申込みで最大10ユニットまで設定可能です。
- 通貨・据置期間・積立利率保証期間・年金受取方法および自動引出特約付加の有無がすべて同じユニットを複数申し込むことはできません。

ファイブ ストーンズ プラスの最大の魅力はユニットシステムによる自在性です。ユニットを組み合わせることにより、お客様のニーズにあわせてご契約プランをお選びいただけます。

■ユニットシステムのご活用例(イメージ図)



より大きな夢の実現、より長い楽しみのために……。ご希望により最長40年、満90歳までの据置期間の延長の際には延長時費用がかかります。また、据置期間延長後の解約の際には

据置期間の延長

最長40年、満90歳まで、据置期間や運用通貨も自由にお選びいただけます。

■延長は何回でも可能

契約者のお申し出によりユニットごとに据置期間を延長することができます。据置期間中のお申し出により、延長は何回でも可能です。

■選べる据置期間

据置期間の延長の際には、積立利率保証期間を3年・5年・7年・10年の中からお選びいただけます。

※ただし、積立利率計算基準日(積立利率保証期間満了日の翌日)時点までAIGスター生命が取り扱っている積立利率保証期間に限ります。

■選べる運用通貨

据置期間の延長の際には、運用通貨を5つの通貨(USD、ユーロ、英ポンド、豪ドル、円)からお選びいただけます。

■延長後も最低利率を保証

新たにお選びいただいた積立利率保証期間中は、積立利率計算基準日の積立利率により、一定の利率で運用されます。ご延長後の積立利率には、下記の最低保証があります。

積立利率保証期間	USD・ユーロ・英ポンド・豪ドル	円
3年・5年・7年・10年	年1.25%	年1.00%

ご確認ください!

- ご契約日から据置期間満了日までの期間が40年を超えるご延長、または据置期間満了日の被保険者の年齢が満90歳を超えるご延長はお取り扱いできません。
- 延長期間はお選びいただく積立利率保証期間により定まります。
- 年金開始日を繰り延べされた場合は、ご延長はできません(年金開始日の繰延べについては10ページをご覧ください)。
- 据置期間を延長した後解約される場合、解約控除はか

りませんが、市場価格調整は行われます。

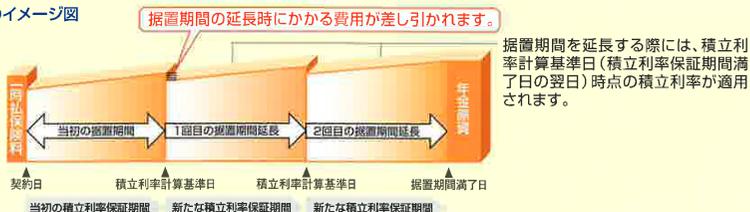
据置期間の延長にかかる費用

据置期間の延長の際には、延長時費用(下記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

■据置期間延長のイメージ図



一部延長・一部年金・一部一括のお取扱い

積立金の分割により、据置期間延長、年金受取などを組み合わせた自在なお受取りが可能です。

- 一定の金額以上であれば、据置期間満了時に積立金を分割することで、以下のお取扱いが可能になります。

一部一括 + 一部延長

積立金の一部を一括にてお受け取りのうえ、据置期間をご延長いただけます。「一括」部分は運用通貨または円貨から、「延長」部分は5つの通貨からお選びいただけます。

一部一括 + 一部年金

積立金の一部を一括にてお受け取りのうえ、残りを年金にてお受け取りいただけます。「一括」部分および「年金」部分は運用通貨または円貨から、お選びいただけます。

ご確認ください!

- 同一ユニット内での「一部年金」+「一部延長」はお取り扱いできません。
- 据置期間の延長部分、年金支払部分についてはそれぞれ積立金額が3,000USD/3,000ユーロ/3,000英ポンド/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります。
- ただし、据置期間の延長部分に自動引出特約を付加する場合の積立金額は、20,000USD/20,000ユーロ/20,000英ポンド/20,000豪ドル/2,000,000円以上、かつ、年金額が1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります。
- 同一の被保険者で通算された年金額が3,000万円相当額を超える場合は、年金額を3,000万円相当額とし、それを超える部分の年金原資は一時金としてお支払いします。

での延長が可能です。も市場価格調整がかかります。

年金開始日の繰延べ

据置期間中に限り、契約者のお申し出により年金開始日を(最長3年)繰り延べることができます。

■当初の繰延べ期間は3年

繰延べ期間は当初3年で設定されます。ただし、被保険者の年齢が満90歳となる年単位の契約応当日までの期間を限度とします。

■いつでも年金開始が可能

繰延べ期間中は、契約者のお申し出によりいつでも年金受取を開始することができます。

■ユニットごとに設定可能

ユニットごとに年金開始日を繰り延べすることができますので、据置期間満了日が同一のユニットであっても、異なる年金開始日を設定することができます。

■繰延べ期間中の最低保証利率

繰延べ期間中は繰延べ期間用にAIGスター生命が定める所定の利率により運用されます。

上記所定の利率には最低保証があり、外貨建(USD・ユーロ・英ポンド・豪ドル)の場合は年0.25%、円建の場合は年0.1%です。

■年金開始日の繰延べのイメージ図



ご確認ください!

- 繰延べ期間が3年経過した後は、再度年金開始日の繰延べはできません。
- 繰延べ期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、死亡時の積立金額をお受け取りいただけます。

積立金移転

積立金の移転により、運用方法の変更やユニットの分割・上乗せなどオーダーメイドのご要望にお応えできます。

■全部または一部の移転が可能

積立利率計算基準日(積立利率保証期間満了日の翌日)に積立金の全部または一部を新しいユニットに移転することができます。なお、移転元のユニットの通貨は、移転先のユニットの通貨に交換されます。

※1つのユニットから2つ以上の新しいユニットに移転することもできます(移転後の合計のユニット数は、最大で10ユニットです)。

■他ユニットへの上乗せが可能

積立金の全部または一部を既存のユニットに上乗せして1つのユニットとすることができます。

※移転先のユニットは、移転元のユニットと積立利率保証期間および据置期間の満了日が同一である必要があります。

■運用方法や期間の選択が可能

移転先のユニットでは、所定の通貨、積立利率保証期間、年金受取方法から自由にお選びいただけます。

ご確認ください!

- 積立金を移転する場合は、据置期間の延長も同時に行っていただきます。なお、据置期間延長の際には、延長時費用が差し引かれます(くわしくは9ページ「据置期間の延長」をご覧ください)。
- 積立金移転の際に解約控除および市場価格調整は行われません。ただし、据置期間の延長後に解約される場合、解約控除はかかりませんが、市場価格調整は行われます。
- 積立金を移転する場合には、移転した後の各ユニットについて、積立金額が3,000USD/3,000ユーロ/3,000英ポンド/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります。
- ただし、積立金の移転部分に自動引出特約を付加する場合の積立金額は、20,000USD/20,000ユーロ/20,000英ポンド/20,000豪ドル/2,000,000円以上、かつ、年金額が1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円以上である必要があります。
- 積立金を移転する場合の移転単位は、1セント/1ユーロセント/1ペンス/1豪セント/1円です。
- 積立金の移転時に適用するレートは、三菱東京UFJ銀行の移転元通貨の最初の公示TTB(対顧客直物電信買相場)と移転先通貨の最初の公示TTS(対顧客直物電信売相場)によるクロスレートを下限とし、AIGスター生命が決定します。

多彩な受取方法や、受取通貨の選択により、ライフプランにあわせた資産の活用が可能

です。

年金の種類と受取方法

ライフプランに応じて、各ユニットごとに受取方法をお選びいただけます。

■円貨でのお受取りが可能

円建年金移行特別の適用により、据置期間中の通貨にかかわらず円貨で受け取ることもできます。

※くわしくは12ページをご覧ください。

※年金支払開始以後はお受取通貨を変更することができません。

■年金種類の変更が可能

年金開始日の前日までであれば、お申込時に選択した年金種類などを変更することができます。

※年金支払開始以後は年金種類などを変更することができません。

■年金開始後の最低保証利率

年金支払開始以後は、年金開始日に適用される予定利率にて運用されます。なお、予定利率は、USDドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルは年1.0%、円は年0.75%が最低保証されます。

※年金額は当年年金保険の加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

■年金の分割受取

AIGスター生命所定の条件に応じて、年金受取回数は年1回以外に、年2回、年4回、ならびに年6回を選択することが可能です。

確定年金

〈年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択〉

- お選びいただいた一定期間、被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。
- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、未払年金の現価を一括してお支払いします。

■イメージ図

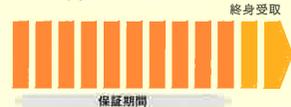


保証期間付終身年金

〈保証期間:5年・10年・15年・20年から選択〉

- 被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。
- 支払期間には保証期間があり、この期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。
- 保証期間中など、年金支払開始以後、早期に被保険者がお亡くなりになられた場合の受取総額は、年金原資額を下回る傾向にあります。

■イメージ図

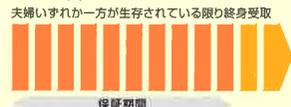


保証期間付夫婦年金

〈保証期間:5年・10年・15年・20年から選択〉

- ご契約時にはお選びいただくことはできません。
- 年金開始日の前日に他の年金種類から変更いただけます。ご夫婦どちらかが生存している限り、年金をお支払いします。
- 支払期間には保証期間があり、この期間中にご夫婦ともにお亡くなりになられた場合は、保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。
- 年金額は保証期間付終身年金より少なくなる傾向にあります。

■イメージ図

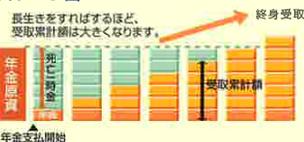


保証金額付終身年金

〈保証金額:年金原資額〉

- 被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。
- 年金原資額と同額のお支払いが保証されており、年金受取総額が年金原資額に満たないまま被保険者がお亡くなりになられた場合は、年金原資額と年金受取総額の差額を一括してお支払いします(受取総額は、年金原資額を下回ることはありません)。

■イメージ図



一括受取

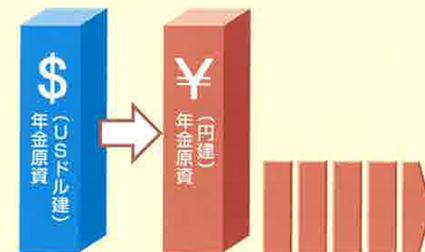
年金でのお受取りに代えて、年金原資を一括でお受け取りいただくこともできます。

- 据置期間満了時の解約等により、解約控除、市場価格調整を受けずに年金原資を一括でお受取りになることが可能です。

円建年金への移行

円建年金移行特別を適用することにより、据置期間中の通貨にかかわらず、円貨でお受け取りいただけます。

■USDドル建の年金原資を円建年金に移行する際のイメージ図



■円建年金移行特別を適用した場合の換算レート

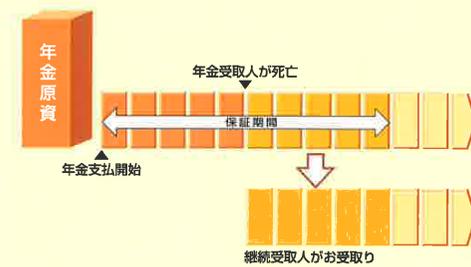
	換算基準日	換算レート
年金	年金開始日の2営業日前。ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	AIGスター生命所定のレート (三菱東京UFJ銀行のTTBを下限)

継続受取人制度

年金受取人に万一のことがあった場合でも、年金の引継ぎが可能です。

年金支払開始後に年金受取人がお亡くなりになられた場合、年金受取人の権利・義務を承継する方をご指定いただけます。

■保証期間付終身年金の年金支払開始後に年金受取人が死亡したときのイメージ図



ご確認ください!

〈年金の種類と受取方法〉

- 年金額は当年年金保険の加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。
- 実際の年金額は年金開始時にご提示いたしますので、再度ご確認ください。なお、受取方法は年金支払開始前であれば変更することも可能です。
- 保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金および保証金額付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上(かつ保証期間付夫婦年金については夫婦の年齢差が±15歳以内)の場合のみお選びいただけます。
- 年金支払期間および保証期間の満了時における被保険者の年齢は満105歳を超えることはできません。

〈円建年金への移行〉

- 円建年金移行特別は年金受取人からのお申し出により適用されます。
- 円建年金移行特別は年金開始日以後は適用できません。

年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が責任準備金から控除されます。なお、年金証書等に記載される年金額はこの費用を反映した後の金額です。

〈万一の場合の保障機能〉

年金保険の特長を活かし、被保険者に万一のことがあった場合でも、年金や一時金で資産をのこすことが可能です。

- 据置期間中および年金支払期間中(または保証期間中)に被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡給付金などがご指定いただいた受取人に支払われます。また、「年金支払特約」を付加すれば、一時金に代えて、年金としてお受け取りいただけます。
- 「円換算支払特約*」を付加することにより、死亡給付金・死亡一時金などを円貨でお受け取りいただけます。

*くわしくは15ページをご覧ください。

■ 据置期間中の死亡時

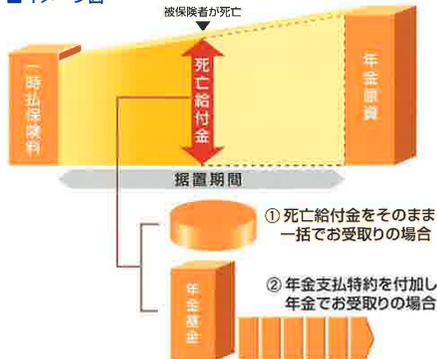
■ 死亡給付金

各ユニットごとに死亡時の積立金額、解約返戻金額または一時払保険料のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします(死亡給付金は、一時払保険料を下回ることはありません)。
※ 据置期間の延長の場合は死亡時の積立金額、解約返戻金額または積立利率計算基準日前日末の積立金額のうち、最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

■ 年金支払特約

据置期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合、一括受取に代えて、死亡給付金を原資(年金基金)とした年金を、死亡給付金受取人がお受け取りいただけます。また、円貨でのお受け取りも可能です。

■ イメージ図



■ 年金開始日以後の死亡時

■ 死亡一時金

確定年金の場合は未払年金の現価、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金の場合は保証期間中の未払年金の現価、保証金額付終身年金の場合は年金開始時の年金原資から、すでに支払った年金(およびすでに支払うことのできた年金)を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

■ 年金の継続支払

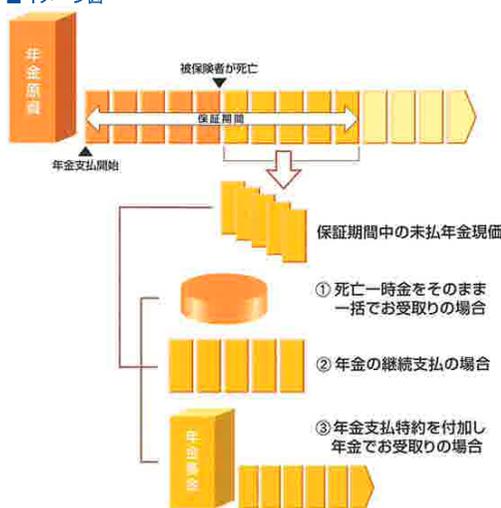
年金支払期間中または保証期間中に被保険者が死亡し、死亡一時金が支払われる場合、残余支払期間中または残余保証期間中、継続して年金を受け取ることも可能です。

※ただし、「保証金額付終身年金」についてはこのお取扱いはできません。

■ 年金支払特約

年金開始日以後に被保険者がお亡くなりになり、死亡一時金が支払われる場合、一括受取に代えて、死亡一時金を原資(年金基金)とした年金を、死亡一時金受取人がお受け取りいただけます。また、円貨でのお受け取りも可能です。

■ イメージ図



ご確認ください!

〈年金支払特約〉

- お選びいただける年金の種類と受取方法は、11ページの「年金の種類と受取方法」と同様です。
- 死亡給付金または死亡一時金のうち、一部を一括でお受け取り、残りを年金でお受け取りいただくことも可能です。

※ 据置期間満了前に解約した場合、以下の費用が控除されるため、お受取額がお払込額を大きく下回ることがあります。

〈諸費用〉

■ ご契約時にかかる費用

ご契約時に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%

*一時払保険料に対する割合

■ 据置期間中にかかる費用

指標金利の平均値に通貨により最大0.5%を増減させた率から、死亡保障に備えるための死亡保障費率、保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率、維持費率および積立利率を最低保証するための保証費率が差し引かれます(合計0.6%)。積立利率はこの費用が差し引かれた後の率となります。

■ 据置期間の延長時にかかる費用(延長時費用)

ご延長前の据置期間満了時における積立金額から右記の費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。

据置期間	3年	5年	7年	10年
延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

■ 自動引出特約にかかる費用

年齢・据置期間・通貨にかかわらず費用として積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。このため特約を付加した場合の積立利率が最低保証利率を下回る場合があります。

■ 年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が責任準備金から控除されます。

■ 外貨の取扱いに必要な費用

外貨建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の年金・死亡給付金等を円貨でお受けになる場合にも為替手数料が必要になります(円換算入金特約の付加により円貨を外貨に換算する際、または、円換算支払特約の付加、円建年金移行特約等の適用により外貨を円貨に換算する際には、手数料として1USD当り60銭・1ユーロ当り90銭・1英ポンド当り2円40銭・1豪ドル当り1円20銭がかかります(2007年8月現在。この手数料は将来見直される場合があります))。また、年金・死亡給付金等を外貨でお受け取りされる場合、金融機関によってはお受取時に外貨取扱手数料(リフティングチャージ)が発生する場合があります。これらの手数料は契約者または受取人負担となります。当社の口座へ外貨で保険料を送金していただく際の送金手数料は、契約者負担となります。

■ ご解約時にかかる費用

年金開始日前に限りご解約のお取扱いができます。ご解約時には積立金から下記の①②により算出した額を差し引いた金額が解約返戻金として支払われます(解約返戻金が一時払保険料を下回ることもあります)。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金の計算日の積立金額} \times (1 - \text{下記①の解約控除率} - \text{下記②の市場価格調整率})$$

なお、解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算を行います。ご解約時期や市場金利に応じて、解約返戻金額が変動します。

① 解約控除率

ご契約時に定めた据置期間中に解約した場合、右記解約控除率が適用されます。

※ご契約時に定めた据置期間経過後、解約控除はかかりません。

据置期間	3年	5年	7年	10年
解約控除率		0.75%		1.75%

※ご解約時点の積立金額に上記解約控除率を乗じた金額を積立金から差し引きます。

② 市場価格調整率

ご解約時点の運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過期間と市場金利動向により-20%~+20%の範囲内で変動します。この市場価格調整は、適用される積立利率が「解約日または減額日に計算される積立利率+0.3%」より低いときは解約返戻金が減少します(ただし、積立利率計算基準日に解約された場合、市場価格調整は行われません)。

市場金利とは：各通貨ごとに定められる指標金利から計算される積立利率を指します(各通貨の指標金利や計算例を含めた市場価格調整の詳細な説明については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)。

◎ ご解約は、解約控除・市場価格調整に加えて、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご検討ください。

- ご契約時に定めた据置期間中に解約した場合の解約返戻金額は、各ユニットそれぞれについて①②をあわせて、ご解約時の積立金に対して据置期間に応じて以下のとおり変動します。
据置期間10年の場合 -21.75%~+18.25%、据置期間3年・5年・7年の場合 -20.75%~+19.25%
- 円換算支払特約を付加した場合は、AIGスター生命所定の円換算レートで円貨に換算されます。
- その際には、ご解約時における外国為替相場により受取円貨額が変動し、結果として一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

＜主契約部分＞

契約者	日本に居住する個人の方(米国籍または米国永住権をお持ちの方を除く)
被保険者*	契約年齢(満年齢)が0歳から87歳の方

*契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

ご契約年齢の範囲

被保険者契約年齢範囲(満年齢)は契約時の据置期間により異なります。	据置期間	3年	5年	7年	10年
	契約年齢範囲	0~87歳	0~85歳	0~83歳	0~80歳

告知	職業告知のみ
年金受取人	契約者または被保険者(米国籍または米国永住権をお持ちの方を除く)
保険料払込方法	一時払のみ(AIGスター生命指定の金融機関への振込)
最低一時払保険料	自動引出特約を付加しない場合(据置タイプ) 10,000USD/10,000ユーロ/10,000英ポンド/10,000豪ドル/1,000,000円 自動引出特約を付加する場合(毎月自動引出タイプ) 20,000USD/20,000ユーロ/20,000英ポンド/20,000豪ドル/2,000,000円 ※一時払保険料は100USD/100ユーロ/100英ポンド/100豪ドル/1万円単位となります。※通貨のみの選択も可能です。
最高一時払保険料*(円換算)	500,000,000円 ※外貨建一時払保険料については、ご契約日が属する年度のAIGスター生命所定の通算為替レートをを用いて円換算した金額で通算します。
最低年金額	1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/1,000豪ドル/100,000円 ※この額に満たない年金種類は選択できません。
クーリング・オフ	無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)「ファイブ ストーリーズ プラス」は、ご契約お申込みの撤回等(クーリング・オフ)をすることができます。 ※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
据置期間	3年・5年・7年・10年 ※ただし、円建は10年のみのお取り扱いになります。

*同一の被保険者について、他のAIGスター生命の無配当積立利率変動型一時払年金保険(05)(米ドル建・ユーロ建・英ポンド建・豪ドル建・円建)契約があるときは、すべての一時払保険料円換算額(AIGスター生命所定の通算為替レートを使用)を通算して5億円を超えることはできません。

ご契約時にかかる費用

ご契約時に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。	据置期間	3年	5年	7年	10年
	費用率*	3.0%	4.0%	5.0%	6.5%

*一時払保険料に対する割合

死亡給付金	積立金額、解約返戻金額または一時払保険料*のうち大きい金額
-------	-------------------------------

*据置期間延長の場合は積立利率計算基準日前日末の積立金額。

＜主な特約・制度＞

自動引出特約	自動引出特約を付加することにより、運用益(自動引出金)を毎月定期的に引き出すことが可能です(円貨での受取りのみ)。据置期間満了時の年金原資額は一時払保険料相当額となります。自動引出の際には解約控除・市場価格調整は適用されません。
--------	--

自動引出特約にかかる費用

年齢・据置期間・通貨にかかわらず費用として積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。このため特約を付加した場合の積立利率が最低保証利率を下回る場合があります。

円換算入金特約*	外貨建の保険料を、円貨に換算した金額でのお払込みが可能です。 〈換算基準日〉 払込日* 〈換算レート〉 AIGスター生命所定のレート *払込日とは、AIGスター生命が一時払保険料などの着金を確認した日。 (三菱東京UFJ銀行のTTSを上限)
円換算支払特約*	自動引出金、死亡給付金、解約返戻金などを円貨でお受け取りいただけます。換算レートは以下のとおりです。

*外貨の取扱いに必要な費用については14ページをご覧ください。

円貨でお受取りの場合の換算レート(円換算支払特約用為替レート)

	換算基準日	換算レート
自動引出金	自動引出日の2営業日前。ただし、自動引出日の2営業日以後に、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	AIGスター生命所定のレート(三菱東京UFJ銀行のTTBを下限)
死亡給付金、死亡一時金、解約返戻金	所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した日の翌営業日	

円建年金移行特約*	据置期間中の通貨にかかわらず、年金を円貨でお受け取りいただけます。
-----------	-----------------------------------

*外貨の取扱いに必要な費用については14ページをご覧ください。

円建年金移行特約を適用した場合の換算レート

	換算基準日	換算レート
年金	年金開始日の2営業日前。ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	AIGスター生命所定のレート(三菱東京UFJ銀行のTTBを下限)

積立金移転特約	積立利率計算基準日に積立金を移転することができます。
据置期間の延長	最長40年かつ満90歳までの範囲内で据置期間の延長ができます。(延長時の積立利率保証期間は、3年・5年・7年・10年からご選択いただけます*)

*積立利率計算基準日にAIGスター生命が取り扱っている範囲内に限ります。

据置期間の延長時にかかる費用

ご延長前の据置期間満了時における積立金額から右記の費用(右記の費用率で計算された金額)が差し引かれます。	据置期間	3年	5年	7年	10年
	延長時費用率*	2.0%	3.0%	4.0%	4.5%

*積立金額に対する割合

年金開始日の繰延べ	据置期間満了後、最長3年かつ満90歳までの範囲内で、年金開始日の繰延べを行うことができます。
年金支払特約	死亡給付金、死亡一時金をご遺族などに年金としてお受け取りいただけます。
継続受取人制度	年金受取人が死亡した場合の権利・義務を承継する方をご指定いただけます。
解約・減額*	据置期間中に一定額を控除しご解約・減額を行うことができます。

*減額後の積立金額は、3,000USD/3,000ユーロ/3,000英ポンド/3,000豪ドル/300,000円以上、かつ、年金額が1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/100,000円以上である必要があります。ただし、自動引出特約を付加した場合の積立金額は、20,000USD/20,000ユーロ/20,000英ポンド/20,000豪ドル/2,000,000円以上、かつ、年金額が1,000USD/1,000ユーロ/1,000英ポンド/100,000円以上である必要があります。

ご解約時にかかる費用

年金開始日以前に限りご解約のお取扱いができます。ご解約時には積立金から下記の①②により算出した額を差し引いた金額が解約返戻金として支払われます(解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあります)。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金の計算日の積立金額} \times (1 - \text{下記①の解約控除率} - \text{下記②の市場価格調整率})$$

なお、解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算を行います。

① 解約控除率: ご契約時の据置期間に応じ、積立金額に対して右表のとおりとなります。 ※ご契約時に定めた据置期間中、一定です。 ※ご契約時に定めた据置期間経過後、解約控除はかかりません。	【解約控除率】	据置期間	3年	5年	7年	10年
	解約控除率*			0.75%		1.75%

*積立金額に対する割合

- 円換算支払特約を付加した場合は、AIGスター生命所定の円換算レートで円貨に換算されます。
- その際には、ご解約時における外国為替相場により受取円貨額が変動し、結果として一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

＜年金種類と受取方法＞

年金の種類等*	確定年金(年金支払期間 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)
	保証期間付終身年金(保証期間 5年・10年・15年・20年)
	保証金額付終身年金(保証金額 年金原資額)
	保証期間付夫婦年金(保証期間 5年・10年・15年・20年) ※ご契約時にはお選びいただくことはできません。

*年金額は当年年金の加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が責任準備金から控除されます。

*保証期間付終身年金、保証金額付終身年金および保証期間付夫婦年金は、年金開始日の被保険者年齢が満40歳以上の場合のみ選択可能です。また保証期間付夫婦年金は、配偶者の年齢が被保険者の年齢の±15歳以内の場合にお選びいただけます。
*年金支払期間および保証期間の満了時における被保険者の年齢は満105歳を超えることはできません。

※外貨で授受を行った場合、受取額は円換算額で課税され、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料を下回る場合があります。

※下記のお取扱いは2007年8月現在のものであり、将来変更される可能性があります。くわしくは所轄税務署等にご確認ください。

■保険料払込時 ご契約いただいた年のみ、生命保険料控除の対象となります。

■ご解約時・一括受取時(円貨に換算して差益のある場合)

1. 確定年金を選択し5年以内に解約した場合 解約差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
2. 確定年金・保証金額付終身年金を選択し5年以内に年金原資を一括受取した場合 発生した差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
3. 上記1・2以外の場合 解約差益をもとに計算された一時所得が、所得税・住民税の課税対象となります。

■死亡給付金受取時

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	死亡給付金を受け取った場合の税金の種類	年金支払特約を付加し年金を受け取った場合の税金の種類
A	A	C(配偶者など相続人)	相続税*1	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税
A	A	C(相続人以外の受取人)	相続税	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税
A	B	A(契約者本人)	所得税(一時所得)＋住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税
A	B	C(契約者でも被保険者でもない方)	贈与税	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して贈与税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税

*1 他の保険契約とあわせて、死亡給付金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。 *2 死亡時以前より年金支払特約を付加していた場合に限りです。

■年金受取時

契約形態	課税時	税金の種類
契約者と年金受取人が 同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)＋住民税
	据置期間満了時の一括受取時 【据置期間3年・5年】	確定年金 保証金額付終身年金 源泉分離課税(20%)*1 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 所得税(雑所得)＋住民税
	据置期間満了時の一括受取時 【据置期間7年・10年】	確定年金 保証金額付終身年金 所得税(一時所得)＋住民税 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 所得税(雑所得)＋住民税
	年金開始後の一括受取時	確定年金 保証金額付終身年金 所得税(一時所得)＋住民税 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 所得税(雑所得)＋住民税
契約者と年金受取人が 異なる場合	年金の支払開始時	「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して贈与税
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)＋住民税

*1 確定年金・保証金額付終身年金(据置期間5年)を選択して、年金開始日の繰延べ後に一括受取をした場合は、税金の種類は所得税(一時所得)＋住民税となります。その他、請求時期等により、税法上の取扱いが異なる場合がありますので、くわしくは所轄税務署等にご確認ください。 *2 一括で受け取られた場合、保証期間分の未払年金の現価をお支払いいたします。

■年金開始日以後の死亡時

1. 被保険者が死亡した場合

年金支払期間中・保証期間中等の死亡により、死亡一時金または年金支払特約を付加し、年金を受け取った場合、契約形態により、以下のように課税されます。

契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	死亡一時金を受け取った場合の税金の種類	年金支払特約を付加し、年金を受け取った場合の税金の種類
A	A	A	B	相続税	・「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税* ・毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税
A	B	A	A	所得税(一時所得)＋住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税

*死亡時以前より年金支払特約を付加していた場合に限りです。

2. 被保険者ではない年金受取人が死亡した場合

新たに年金受取人となった方に対して、「定期金に関する権利の評価」での評価額に対して相続税が課税され、毎年の年金について所得税(雑所得)＋住民税が課税されます。

■自動引出時(自動引出特約を付加した場合)

所得税(雑所得)・住民税の対象となります(ただし、確定年金を選択し5年以内にお受取りの自動引出金については発生した差益の20%が源泉分離課税の対象となります)。 ※くわしくは、毎年1月頃にご送付の「自動引出特約お引当額のお知らせ」にてご確認ください。

■外貨で授受を行った場合の評価について

当年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上のお取扱いについては円建の生命保険と同様となります。右記の基準により外貨を円貨に換算したうえで、従来の円建生命保険契約と同等のお取扱いとなります。

※円換算支払特約を付加、または円建年金移行特約を適用した場合、年金、解約返戻金および死亡給付金などはAIGスター生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

※受取額は、円換算額で課税され、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	換算日最終のTTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
年金	年金支払日	換算日最終のTTM(対顧客直物電信売買相場仲値)
死亡給付金 死亡一時金	支払事由の発生日	換算日最終のTTB(対顧客直物電信買相場)*1
解約返戻金	解約効力発生日	換算日最終のTTM(対顧客直物電信売買相場仲値)*2

*1 所得税の対象となる場合の換算為替レートはTTM(対顧客直物電信売買相場仲値)となります。

*2 源泉分離課税の対象となる場合の換算為替レートはTTB(対顧客直物電信買相場)となります。

お申込みの前に、以下の事項をご確認ください。

1. 「ファイブ ストーンズ プラス」は、AIGスター生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
2. 据置期間満了前に解約した場合、以下の費用が控除されるため、お受取額がお払込額を大きく下回ることがあります。据置期間満了までの運用を前提としてお申し込みください。

●ご契約時にかかる費用

ご契約時に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(据置期間に応じて3.0%~6.5%)が差し引かれます。

●据置期間中にかかる費用

指標金利の平均値に通貨により最大0.5%を増減させた率から、死亡保障に備えるための死亡保障費率、保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率、維持費率および積立利率を最低保証するための保証費率が差し引かれます(合計0.6%)。積立利率はこの費用が差し引かれた後の率となります。

●据置期間の延長時にかかる費用

据置期間の延長時に、延長前の積立金額から据置期間の延長に必要な費用(延長する据置期間に応じて2.0%~4.5%)が差し引かれます。

●年金支払期間中の費用

年金支払開始以後は、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。

●自動引出特約にかかる費用

特約を付加する場合、積立利率から年0.09%の費用率が差し引かれます。

●外貨の取扱いに必要な費用

外貨建の保険料を円貨でご用意される場合や、外貨建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取りになる場合には**為替手数料**がかかります(「円換算入金特約」、「円換算支払特約」等を付加して外貨を円貨に換算する際には、手数料として、通貨により、1通貨単位当り60銭~2円40銭がかかります(2007年8月現在。この手数料は将来見直される場合があります))。また、外貨で保険料を送金いただく場合の**送金手数料**や外貨で年金・死亡給付金等をお受取りになる場合の**外貨取扱手数料(リフティングチャージ)**は契約者または受取人のご負担となります。

●ご解約時にかかる費用

ご解約時に積立金から解約控除率(据置期間に応じて0.75%~1.75%)、市場価格調整率(市場金利動向により±20%の範囲内)により算出した額が差し引かれます。

3. AIGスター生命が保険料を受領した日もしくは告知日のいずれか遅い日から、年金保険の責任が開始されます(契約日)。ただし、「申込日」と「契約日(責任開始日)」は異なる場合があります。

4. 積立利率は月2回見直され(15日・末日)、ご契約時にはご契約日時時点で設定されている積立利率が適用されます。「申込日」と「契約日」は異なる場合があり、ご契約時には申込日の積立利率が必ずしも適用されるわけではないため、15日および月末近くにお申込みの場合は、十分にご注意ください。

5. 積立利率とは、費用控除後の積立金(ご契約時においては、一時払保険料から、上記2.のご契約時にかかる費用を控除したもの)に付利する利率を表しています。一時払保険料に適用される利率ではありませんので、ご注意ください。なお、一時払保険料の実質運用利回り(年複利、据置期間満了日の積立金から計算)は、実質利率として表示しています。

6. 為替リスクについて

当商品には**為替リスク**があります。以下の内容についてご確認のうえ、お申し込みください。

◎ 為替相場の変動による価格変動リスクを**為替リスク**といいます。

◎ 一時払保険料の通貨とお受け取りいただく際の通貨が異なる場合などは、**為替相場の変動による影響**を受けるため、お受取額を一時払保険料をお払い込みいただいた通貨で換算した場合、その金額はお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。

◎ 円貨によるお払込み、お受取りの場合などには、**外国為替相場**に変動がない場合でも、適用される**為替レート**の差(外貨を購入する際に使用するレート-外貨を売却する際に使用するレート)だけご負担が生じますので、お受取円貨額がお払込円貨額を下回る場合があります。

積立利率、為替レート等は以下の方法でご確認いただけます。

■お電話で

AIGスター生命 ファイナンシャルサービスセンター

☎ 0120-614-514

●オペレーター受付時間：月曜日～金曜日(祝日および12月31日～1月3日を除きます。)

9時～18時

●自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間 365日

■インターネットで

<http://www.aigstar-life.co.jp/>

[kojin/products/nenkin/five3-2/index.html](http://www.aigstar-life.co.jp/kojin/products/nenkin/five3-2/index.html)

●積立利率は毎月15日と末日(同日が土・日曜日、祝日または年末の場合には前営業日)に見直され、翌営業日のご契約から適用されます。